

第 134 回 広島 2 人デモ

2015 年 9 月 11 日（金曜日）18:00 ～ 19:00
金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation
「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

しつこく繰り返しますが 九電川内原発 1 号機再稼働は違法です

現行原子力規制
法体系に照らして
みても

福井地裁判決
に照らせば
憲法違反

本日のトピック

- 1. 伊藤鹿児島県知事記者会見、原発推進論者のごまかしと屁理屈のデパートぶり
- 2. 「県民の生命」より「政府方針」優先の県知事
- 3. 安倍内閣原子力防災会議の「確認・了承」を楯に、ベント時避難計画の“実効性”を主張
- 4. 「避難計画に完全はない」に潜むトリック
- 5. 原子力災害（放射能災害）の特殊性を無視する伊藤県知事
- 6. 「5μSv」は普通に生活してても良いレベルか？
- 7. 最も重要な「住民の理解」は果たされたのか？
- 8. すでに福井地裁判決で論破されている再稼働理由
- 9. 原発 30 km 圏自治体同意が「再稼働法的要件」の構図

- 10. 「第 5 層」の目玉は自治体避難計画の実効性
- 11. 再び、「30km 圏自治体同意が原発再稼働の法的要件」
- 12. 九州電力川内 1 号機の再稼働は 9 月 10 日であって 8 月 11 日ではない
- 13. 徐々に地方レベルで着実に浸透している反原発の論理
- 【資料 1】2014 年 5 月 21 日 福井地裁判決 大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決要旨 抜粋
- 【資料 2】衆議院 原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員 質疑抜粋
- 【資料 3】2014 年 11 月 7 日 鹿児島県知事 伊藤祐一郎氏 記者会見発言 抜粋
- 【資料 4】福島第一原発事故発生から避難まで－初期の動き

伊藤鹿児島県知事記者会見、原発推進論者のごまかしと屁理屈のデパートぶり

今回のチラシも九州電力川内原発 1 号の“違法な”再稼働がテーマです。川内原発 1 号は、9 月 10 日、原子力規制委員会から新規制基準適合性審査に伴う「使用前検査合格証」を交付され、正式に新規制基準に適合・合格となり、原子炉をいったん停止することなく、そのまま「再稼働」（通常営業運転再開）に突入しました。（28 頁「使用前検査合格証」参照のこと）現象としては、100% 出力の川内 1 号の状態が継続していると見えますが、法的（本質的）には、「使用前検査中」の川内 1 号が、8 月 11 日に原子炉起動を行って「起動後検査」を開始し、9 月 9 日・10 日の両日で「使用前検査」の「最終総合検査（5 号検査）」を終了し、終了すると同時に「合格証」が交付され、規制基準適合性審査を終了し、時間的な切れ目なしに「通常営業運転」を再開する（再稼働）という放れ業を演じたことになります。もちろん、この放れ業は、「合格証を交付するまで“使用前検査中”とみなす」とする原子力規制委員会の全面的協力なしに実現することではありませんでした。

「原発推進行政機関である原子力規制委員会であってみれば、この程度の協力はやむなし」とみるか、あるいは「規制委はすでに“規制の虜”（国会事故調報告）になりはじめている」とみるかは、みるものの視点によって意見の分かれるところです。

私たちが、川内 1 号の再稼働問題にこれほど執着する理由は、もちろん、「川内 1 号再稼働」が、福島原発事故（フクシマ惨事）後に整備された現行原子力規制法体系下ではじめての原発再稼働であり、恐らくはここで使われた原発推進勢力の様々な“手口”が、今後の原発再稼働でも使われるだろうと考えるからです。

「川内 1 号」が今後の原発再稼働の「第 1 号」となるだろう、という意味では、2014 年 11 月 7 日、「川内原発再稼働同意宣言」を行った直後の伊藤祐一郎鹿児島県知事の記者会見での発言が、いま読み直してみると、きわめて示唆に富みます。

写真 1

2014 年 11 月 7 日記者会見中の
鹿児島県知事 伊藤祐一郎氏



【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画（全録）
<<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>>

その後の推移に照らしてみれば、原発推進側の理屈、誤魔化し、時にはあからさまなウソ等々に充ち満ちており、今後の再稼働においてもこのような、ロジックで進められていくであろう、ことが十分予測がつくからです。その意味で伊藤記者会見は、「原発推進勢力論理のデパート」なのです。今回チラシはほぼ 10 ヶ月前にさかのぼって伊藤知事の記者会見発言の検証から開始します。

原発推進の政府方針を 第一の理由にあげる伊藤知事

この日の記者会見で伊藤知事は、「川内原発再稼働」が政府の方針であり、その政府の方針に従うことを最優先したことを第一の理由にあげます。県知事としては、県民の「生命、安全、健康の確保」を第一の優先事項としてあげるべきところ、「政府の方針に従うこと」を第一の理由としてあげている点が大きな特徴です。

<次頁に続く>

「県民の生命」より「政府方針」優先の県知事

<前頁より続き>

地元住民の「生命、安全、健康の確保」よりも政府の方針に従うことが重要と考えるのは元自治省官僚の伊藤氏の特徴ではありますが、実際にも地方議会や地方首長レベルでも、「政府の方針第一」と考える議員や首長も多く、これが原発推進の一つの論拠にもなっています。しかし、実際に自治体の首長として、地元住民の「生命、安全、健康」より「政府の方針第一」と考えるのはおかしいことです。鹿児島県には「県民の生命、安全、健康」を第一の優先事項と考える県知事は不在ということになります。

伊藤氏は、「当時の小淵優子経産大臣から私宛に、理解を求める文書を頂」いたことを理由の筆頭にあげます。東京都民には全く説得性をもたない理由ですが、鹿児島県民には有効だとみたようです。表1がその時の要請文書です（一部割愛）その中で、小淵氏は、「**原子力規制委員会によって安全性が確認された原発の再稼働を進めて参ります**」と安倍自民党・公明党連立政権の方針を述べ、さらに規制委によって「**川内原発が再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された**」と述べています。

「規制委は原発の安全性を審査する」のウソ

この短い文言の中にすでに重大なウソと誤魔化しが含まれています。原子力規制委の規制基準適合性審査は、原発の安全性を確認する審査ではありません。規制基準に適合するかどうかを審査しています。そしてその**規制基準は、「原発が苛酷事故を起こすもの」と前提して、当該原発が苛酷事故を緩和する性能を有しているかどうか大きな目安です**。しかもそれでも当該原発の安全性を保障できるわけではありません。ですから田中俊一規制委員長自ら「規制基準に適合しているからといって原発が安全だとは申し上げられません」といわざるを得ません。ですから“小淵文書”で**「規制委員会によって安全性が確認された原発」**など存在する筈もなく、これは「安全神話」時代そのままに、国民を騙しながら原発再稼働に引きずっていかうとする**「経産省イデオロギー」むき出しのウソ**なのです。従って「**川内原発が再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された**」という文言もまた誤魔化しを含んでいることになります。ここは「再稼働に求められる安全性」という文言を挟むことによって、「絶対安全だとはいいませんよ」と但し書きをつけた箇所ですが、「安全性が確保されることが確認された」といってしまえば、はっきりウソとなります。

「単に言葉の使い方の問題じゃないか」と軽視すべきではありません。言葉の使い方によって人のイメージががらりと変わるからです。「原発安全神話」時代そのままに、「安全基準」というか、それとも「規制基準」というかは人々の「基準」に対するイメージが大きく違うからです。「安全基準」といえば、「原発の安全性の基準」だ、と人々はイメージするのにに対して、「規制基準」といえば、安全性のイメージは薄れていきます。また「安全審査」といえば、原発の安全性を審査しているイメージが強いのにに対して、「規制基準適合性審査」という言葉からは「原発の安全性」というイメージはすっぱり抜け落ちます。

<次頁に続く>

表1 経産大臣から鹿児島県知事に出された要請文書

経 済 産 業 省

20140910 資第1号
平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿

経済産業大臣 小淵 優子

九州電力株式会社川内原子力発電所の再稼働へ向けた
政府の方針について

<中略>

その上で、これを出発点に、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の皆様の懸念の解消にしっかり取り組みながら、原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所の再稼働を進めてまいります。

ご承知のとおり、九州電力株式会社川内原子力発電所（以下、「川内原子力発電所」という。）については、平成26年9月10日、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。これにより、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されました。

これを受けて、政府として、下記の方針に従って、川内原子力発電所の再稼働を進めていきたいと考えております。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受けて、今なお、国民の皆様の中に原子力発電所の再稼働について不安の声があることは承知しています。こうした現状から決して逃げるのではなく、正面から向き合い、立地自治体関係者の皆様をはじめ、国民の皆様の理解や納得が得られるよう、丁寧に説明を尽くしてまいります。また、万が一事故が起きた場合には、政府は、関係法令に基づき、責任を持って対処いたします。

安全性の確保を大前提に、低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー・電力の安定供給が国民経済の健康な発展にとって重要であり、その意味で、安全性が確認された原子力発電所の再稼働は、国民の皆様の日々の暮らしや日本経済の活力にとって重要であると考えております。今般の川内原子力発電所の再稼働を進める政府の方針について、ご理解を賜うようお願い申し上げます。

記

1. 原子力については、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準（新規制基準）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 川内原子力発電所については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、川内原子力発電所については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、川内原子力発電所の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画に基づき、政府として、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容を丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可など所要の法令上の手続が進められた上で行われる。さらに再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】鹿児島県 web サイト
http://www.pref.kagoshima.jp/aj02/infra/energy/atomic/documents/42584_20141118140619-1.pdf

“安全基準”と呼ぶことで生ずる誤解

2013年4月3日、原子力規制委員会は、平成25年度第1回会合を開催します。その時の議題の一つが「名称変更」でした。すなわち「商業用軽水炉の安全基準」という用語を「規制基準」と改めたのです。

その日の規制委会合で田中氏は次のように発言しています。

「“安全基準”という、基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶことがあって、…先週“規制基準”がいいという話をさせていただきました。今日ここで皆さんの御賛同をいただければ、今後は“規制基準”ということで、私どもの文章も統一していきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。」(平成25年度第1回規制委会合速記録—規制委のWebサイトに掲載されています)

またその日の定例記者会見で田中氏は、次のように述べています。

「(原発に)ゼロリスクというのはいないんだ、それを求められても無理ですと、要するに私ももはつきりと万歳しているんです。ですから、逆に言うと、どの程度のリスクまで社会が受け入れられるのかということが、1つの基準になってくるんだと思います」(同記者会見速記録)

“誤解”をフル活用する 伊藤鹿児島県知事

ここで田中氏が、「“安全基準”という、基準さえ満たせば安全であるという誤解」といっているのは物事の本質を突いています。別な言い方をすれば、安倍政権や経産省、電気事業連合会や伊藤鹿児島県知事など「国民をダマしてでも原発再稼働に引きずっていこう」という原発推進勢力は、この“誤解”をフルに活用していこうとします。それが小渕文書でいう「原子

力規制委員会によって安全性が確認された原発」という言い方になって、国民の誤解を、この場合は鹿児島県民の誤解をさらに増幅する狙いとなっています。この「誤解の増幅戦術」は、川内原発の次の原発でも、次の次の原発でも必ず使われることでしょう。

また毎日新聞、読売新聞、産経新聞などマスコミの多くも、この誤解を固定化しようと2015年の秋口の現在になってもまだ原発安全神話時代そのままに、「安全基準」「安全審査」という言葉を使い続けています。

「原発安全神話との訣別」は、ある日突然起こるものではなく、現在も訣別中であり、油断をすると逆に「安全神話時代」に逆戻りするかも知れない、と心しておくべきでしょう。原発安全神話時代のイデオロギーはマスコミを通じて、現在も繰り返しこの社会に増幅・反響しているからです。

(反・脱原発市民運動を標榜するグループの中にも「安全基準」「安全審査」という言葉を使い続けている人たちがいます)

この日の記者会見で伊藤氏が「同意」の2番目の理由としてあげる「私としては原子力規制委員会により安全性が確保されたと考えております」という話もとたんに怪しくなります。これは良く言って「事実誤認」、ありていに言えばなにも知らない鹿児島県民に向かって放つ「デマ」に他なりません。

「原子炉設置変更許可」で 適合性審査合格のウソ

またこの理由説明の中で、伊藤知事は、経産省由来、首相官邸由来の巧みな「誘導」を行っています。

それは「新規制基準に適合するとして原子炉設置変更許可が出されたところであります」とする部分です。これは「川内1号は新規制基準に適合した、その証として原子炉設置変更許可が出された」とついうっかり読んでしまいます。またそのような誤解を誘うのがこの言い方です。

「原子炉設置変更許可」は新規制基準適合性審査全体の最も根幹となる最重要の要素ではありますが、「原子炉設置変更許可」は「新規制基準適合」の一部分でしかありません。つまり原子炉設置変更許可が出たからといって、川内1号が「基準適合」したわけではないのです。この「誤解」は直ちにマスコミを使って日本全国に浸透させることに成功しました。そしてこの成功は、次の関西電力高浜3・4号にも、そして四国電力伊方3号にも適用されました。(私自身も当初すっかりダマされていました)すなわち「原子炉設置変更許可」が出た時点で「規制基準適合」との“誤解”を日本社会に定着させることに成功したのです。マスコミの“報道”効果を通じて、今現在でも、これら原発がすでに規制基準適合性審査に合格したと信じている人がいかに多いことか。

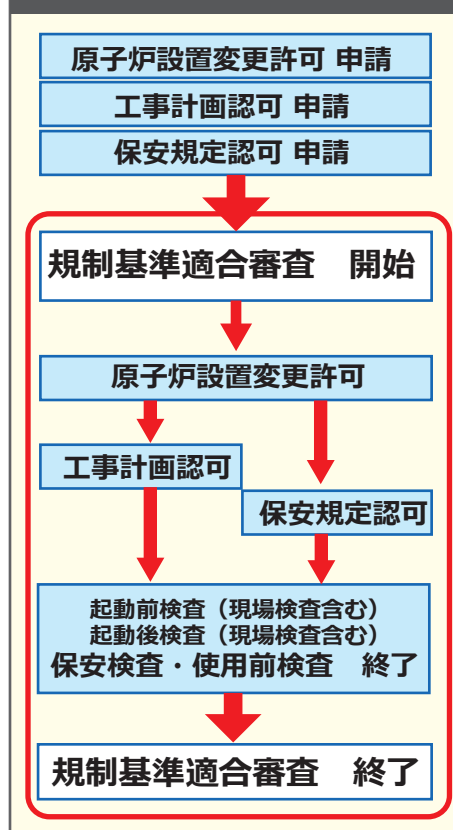
事実はもちろんそうではありません。事実は3頁図1にあるように、「原子炉設置変更許可」を第1要件として、「工事計画変更認可」が第2要件、「保安規定変更」認可が第3要件、そしてこれら「変更許可認可」が実際に現場で問題を起こしていないかどうかを検査・確認する「使用前検査」合格が第4要件で、これら4つの要件が揃わないと、実は規制基準適合性審査合格・終了ではないのです。

「工事計画認可」、 「保安規定認可」、 「使用前検査」を審査でなく 「手続き」だとするウソ

伊藤県知事が記者会見時、このことを知らないはずがありません。従って辻褄を合わせなければなりません。その辻褄あわせの箇所が次のくだりです。

「(規制基準に合格したけれど)今後の実際の再稼働までにはまだいろんな手続きがございまして、(原子炉)設置変更許可に基づき事業者において必要な作業が実施されることを確認します。工事計画の認可でありますとか、使用前の検査など法令上の手続きがありますことから、引き続きこれにつきましても原子力規制委員会において厳格に進めていただきたいと思います」

図1 原子力規制委員会 規制基準適合性審査合格までの流れ



<前頁より続き>

これでいえば、適合の第2要件も、第3要件も、第4要件も合格後の手続きのように描かれています。そして規制委に対して合格はしたが、気を緩めずに「厳格にすすめていく」ように注文をつけた格好です。**（実際にそう報道した新聞もありました）**しかし、実際には第2要件、第3要件、第4要件は原子炉等規制法にも明記されている審査対象ですから、時間と手間がかかります。伊藤氏が描き出すように「合格後の手続き」ではありません。実際にも時間がかかりました。たとえば、川内1号の原子炉設置変更許可が出たのは2014年8月10日でしたが、工事計画認可が下りたのはその7ヶ月後の2015年3月18日でした。これには基準適合工事**（マスコミはこれを安全対策工事と呼んでいます）**のコストをできるだけケチろうと、規制委委員会を甘く見た九州電力側のもたつきがあったことも大きな要因です。**（丸電は5回も工事計画認可の補正申請をしています。認可後の「軽微補正申請」も含めると都合6回の補正申請をしています）**保安規定変更認可が最終的におりたのは、設置変更許可からほぼ1年後の2015年8月5日でした。検査対象項目が約1200以上もある「使用前検査」に至っては、2015年3月30日に始まって9月10日に終了するのです。**（この使用前検査中の起動後検査開始で、8月11日に原子炉を起動したことをもって、マスコミが一転「再稼働」と一斉に金太郎飴よろしく“報道”したことは記憶に新しいところです）**

とても伊藤氏の描き出すような、「合格後の手続き」といったものではありませんでした。

説明会の前に「合格」でなければ辻褄が合わない

しかしこの時伊藤氏には、その後のことはともあれ、是非とも「原子炉設置変更許可」を「適合性審査合格」としななければならない理由がありました。それは「地元同意取り付け問題」です。「地元同意取り付け」には事前に地元説明会開催が必要です。地元説明会を開催するにあたっては、川内1号が「規制基準適合性審査」に合格していなければなりません。合格した原発だから説明会が開けるのであって、合格もしていない「説明会」では説明になりません。川内1号は是非とも合格しておいてもらわなければなりません。しかも急ぎます。

時間が経てば経つほど、“地元”、すなわち**「30km 圏自治体に川内原発再稼働の同意権」**があることへの理解が深まってきます。すなわち**「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件」**という理解が深まっていきます。

原発推進勢力にとって、**「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件」**のハードルほど越えがたい課題はありません。この間の事情を伊藤氏は記者会見で次のように語っています。長くなりますが引用します。

「私は拙速を厭わず、的確に、迅速に進めるというのが私の行政の哲学でもありますので、その際は鹿児島県議会に参る形をお願いをして**（実際に鹿児島県議会は知事の要請に応える形で2014年11月7日、臨時県議会を開いて「川内原発再稼働同意」を議決した）**、迅速な決議をとらせていただきました。

実は色んな周りに色んな動きがありますので、やはりここは余り時間をおいて判断すると、色んな事態が招来する可能性もあるので、・・・やむを得ないかなと思います」

「・・・従って同意の範囲も、従来のスキーム**（すなわち原発安全神**

話時代のスキーム）で良いと。・・・立地の市町村、立地の市、ないしは県は、相当な知的集約もあります。ですから、それを一律に拡大すると、きわめて原子力発電所について理解の薄いところ、知識の薄いところで一定の結論を出すというのは、必ずしも我が国の全体をまとめる上において、錯綜するだけで、賢明なことではないと思うんですね。

UPZ、1人ですね、始良市。（鹿児島県始良市は、30km 圏自治体であり、原子力災害対策指針のいう UPZ 圏内の自治体だが、30km 圏ギリギリに位置しており、UPZ 内に居住する始良市民は1人。伊藤氏はそのことをいっている）**あそこは反対・・・反対決議っていうか（2014年7月11日、始良市議会は「川内1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」を決議した）、廃炉決議をしました。（記者会見動画を見ると薄笑いしながら）（時間を置くと）そういうことが起こるんですね。」**

「そのこととところの全部の集約を考えると、鹿児島県においては、・・・ま、**（再稼働の同意は）**鹿児島県と薩摩川内市でいいだろう」

原発推進勢力「再稼働戦略」は早くも伊方原発で

この日の記者会見では、歯ごたえのある記者は一人もいない、後は味方の**（原発推進勢力側の）**記者ばかりという気安さもあって、伊藤氏はかなりべらべらとよくしゃべっています。今この記者会見を見直してみると、この部分だけではなしに、原発推進側の都合や、時には裏話までしゃべってくれています。

ここは時間を置いては面倒だ、地元同意は鹿児島県と、直接立地自治体である薩摩川内市だけで十分である、とした部分です。

伊藤氏がここで語る「原発推進勢力」の再稼働戦略手法、すなわち、

- ① 原子炉設置変更許可が出た時点で適合性審査合格とみなし、
- ② 地元説明会を開催した上で、
- ③ 原発安全神話時代通り、直接立地県と直接立地自治体の同意だけで地元同意は十分とし
- ④ **「30km 圏自治体同意」の法的要件は無視して強行突破する**という戦略は、早くも次の原発、四国電力伊方原発3号のケースで応用されています。

すなわち、2015年7月15日、伊方原発3号の「原子炉設置変更許可」がおりると、これを「規制基準適合」「合格」とみなして、早くも8月5日・6日八幡浜市、8月19日西予市・宇和島市、8月20日大洲市・伊予市・内子町の日程で『伊方原発に関する原子力規制庁の説明会』を終え、マスコミがこれらを当然のように“報道”するというパターンです。

写真2 規制基準適合のため工事の進む伊方原発敷地



安倍内閣原子力防災会議の「確認・了承」を楯に、 ベント時避難計画の“実効性”を主張

しかし伊藤県知事が手こずるのは、苛酷事故の際行われるベント（破局的状況を回避するための意図的放射能放出）時の避難とその避難計画です。

現在の原子力規制法体系では、①原発は苛酷事故を起こす蓋然性がある、②苛酷事故防止は「5層の深層防護」のうち、1層から4層の対策で未然に防ぐが、1層から4層までの対策が有効でなかった場合、環境に対してベントを行わざるを得ない、③その場合、原発から「概ね30km圏自治体」住民は避難せざるを得ない、④従って「概ね30km圏自治体」住民には放射能災害からの避難を義務づけまたその避難計画の策定を30km圏自治体に義務づける、⑤もしこの避難計画に実効性がなければ、30km圏住民はベントによる放射能で被曝し、「国民の生命、健康、身体の保護」を明確に法の目的とする現行原子力規制法体系に違反する、という関係にあります。

こうしてベント時避難計画の実効性が問題になっていくわけですが、「避難計画実効性問題」は、このチラシの後半で登場する「30km圏自治体同意は再稼働の法的要件」という問題とも密接に関連するだけに、伊藤知事はかなりの時間を割いて「避難問題」について説明をします。ところがその説明が、またウソと誤魔化しに満ちており、この「ウソと誤魔化し」の論理が、今のところ川内原発再稼働のケースでは、鹿児島県民の大きな反対にあって潰される、といった事態になっていないのが現状です。ならば、この「ウソと誤魔化し」の論理は次の伊方原発再稼働にも適用されるだろう、という状況です。

ともかくも伊藤鹿児島県知事の説明を聞いてみましょう。

「避難計画の整備についてであります、関係9自治体におきまして避難計画の作成は終了し、避難支援計画の作成も進みつつあります。医療機関、社会福祉施設につきましては、原発から10km圏内の避難計画につきましては終了いたしております。10km以遠につきましては原子力防災、避難施設等調整システムを、整備をいたしまして医療機関等の避難先の整備にも活用することとするなど地域防災の整備が進められているところであります。またこれらにつきましては、**国の原子力防災会議におきまして避難計画等について具体的かつ、合理的なものになっていることが確認・了承されたところであります**」

原子力災害対策指針では、30km圏自治体がベント時の避難計画を策定することを義務づけています。鹿児島県はその支援・総合調整をするのが、法の規定（**原子力災害特別措置法及び災害対策基本法**）とするところですが、これでいうとまるで鹿児島県が「避難計画策定」の最高責任者であるかのように見えます。

法の定めはそれでも、各自治体には緻密な避難計画策定能力はない、それを鹿児島県が「支援」しているのだ、という主張はあたってはいるにしても、避難計画策定においては、鹿児島県はあくまでバイプレイヤーです。それを、10km圏と10km圏以遠の2つにわけ、10km圏以遠はゆっくりでよろしい、というのはいったいいかなる法律にもとづいているのか、非常に疑問です。自分に与えられた政治的権力を過大評価し、法の上に自分を置く姿勢は、憲法の上に首相の権限を置く安倍晋三氏とかなりの程度ダブって映ります。

なんの効力もない原子力防災会議の “確認・了承”

それよりも問題なのは、「国の原子力防災会議におきまして避難計画等について具体的かつ、合理的なものになっていることが確認・了承」と述べている点です。

原子力防災会議は、「フクシマ惨事」を受けて、2012年原子力基本法が改正された時に規定された一種の行政機関で、内閣総理大臣を議長とし、事務局を内閣府にしています。その任務は、

- 「1. 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進
2. 原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進」（基本法3条の4）

この規定は「フクシマ惨事」による原子力緊急事態宣言解消に向けた行政組織のようにも見えますが、そうではありません。「フクシマ惨事」に対する内閣の取り組みについては、別途に原子力災害対策特別措置法で「原子力災害対策本部」を設けて総理大臣を本部長に全力を挙げることが規定されていますので、防災会議は「平時」の対応を定めているに過ぎません。平時の対応ですからやることはそう多くはありません。実際にも、2012年10月19日に第1回会合が開かれてから、会合はたった4回しか開催されていません。今年度（平成27年度）は1回も開催されていません。「原子力防災会議幹事会」も2013年9月2日に第1回会合が開かれてから6回しか開催されていません。内閣府が事務局といっても、実際には内閣府の原子力防災担当の限られた人員が事務局ですから、能力も限られています。ですから、仕事はもっぱら各自治体が取り組む「避難計画作成の支援」、もう少し平たく、ミもフタもなくいってしまうと「机上の作文のお手伝い」ということになります。もちろん、限られたスタッフで「各自治体が策定した避難計画」の実効性を審査する能力も法的権限もありません。実効性を判断する基準すら整備する能力も持ち合わせていません。現状は「避難計画作文」のお手伝いが精一杯、ということではないでしょうか？

“お上のご威光”より法の定めが優先

それでは伊藤知事のいう、

「国の原子力防災会議におきまして避難計画等について具体的かつ、合理的なものになっていることが確認・了承」された、というのはどういうことでしょうか？

具体的・合理的といったって、それを判断する基準も原則もないのですから、「具体的・合理的」は主観的・恣意的なものとならざるを得ません。つまり原子力防災会議の「確認・了承」は中身のない言葉だけの「確認・了承」なのです。

＜次頁に続く＞

<前頁より続き>

しかし原子力防災会議の実態を知らない鹿児島県民には「お上」のいうことは絶大な権威をもちます。少なくとも伊藤知事はその「権威」を振りかざして、まるで水戸黄門の御印籠のように取り扱い、「避難計画」に実効性があるとしてこの記者会見で押し通そうとしています。江戸時代なら「お上のご威光」は法の定めそのものですが、平成の現在は、「お上のご威光」より「法の定め」が優先します。その法の定めは原子力防災会議の「避難計画実効性」審査権限を全く認めていないのです。

「避難計画に完全はない」に潜むトリック

しかし現実「避難計画」に実効性がないのは現地の住民が一番よく知っていますから、実効性に対する批判や疑念、不安は押さえられるものではありません。伊藤知事はこの問題に対してもちゃんと手を打っています。それが次の箇所です。引用します。

「・・・また避難計画等を含みます地域防災体制の整備についてありますが、ま、この地域防災体制について完全や不完全でありますとか、終わりということはないわけでありまして、県としても関係市町と連携をして充実に取り組みたいと考えており、国におきましても避難計画等のさらなる充実のための支援、確認の継続をお願いしたいと思います」

「避難計画に完全はない」「避難計画にこれで終わりはない」
ウン、確かにそうだ。これで間違いはない。

この8月下旬に私は仲間と一緒に伊方原発現地を訪れ、八幡浜市、伊方町、大洲市に要望書を手渡すと同時に、それぞれの担当者（八幡浜市は大洲市は危機管理課、伊方町は原子力対策室）からお話を聞きました。その時全員異口同音に「避難計画にパーフェクトはないんです。避難訓練を繰り返しながら、実効性があるものに改善をしていくつもりです」と語っていました。

図2 「避難計画に完全はない」は①をしない理由付け



つまりこういうことです。「避難計画の実効性」に対する数々の疑念や批判を、伊藤鹿児島県知事は、原子力防災会議の「御印籠」で抑えようとした、ところがその御印籠は実体のない、法的根拠もない、一片の紙切れに過ぎない、ということです。ところが「お上のご威光」だけは平成の今日でも力を持つと見えて、なんとなく「お墨付き」を得たイメージだけが残る、というトリックです。このトリックは結構鹿児島現地では説得力をもったと見えて、早速次のターゲット、「伊方原発現地」に向けて盛んに使われています。

私は、「オヤ、オヤ、これは鹿児島の伊藤知事と同じことをいっているぞ」と思いながら「これが担当者から異口同音に出てくると言うことは相当この話、自治体レベルでは行き渡った話だな」と考えながら、この話の出元は原子力防災会議の事務局、内閣府原子力防災担当の詭弁家が考え出した屁理屈だな、とあたりをつけました。

法の定めをくぐり抜けるのが目的

「避難計画に実効性がない」という命題と「避難計画に完全はない」という命題がいったいどこで交錯し、噛みあうのか。実は同じ話題を扱っているように見えながら、全然別なことをいっているのです。

6頁図2をご覧ください。「避難計画に実効性がない」という命題は、実際に役に立つ計画かどうか一定の科学的・実証的基準のもとに確認が行われた計画ではない、だから疑問だし、不安だ、という意味です。仮に図2①のように実効性が確認された計画であっても、実際にそれが完全であるかといえ、完全であるはずがありません。「避難計画に完全はない」という命題はこの限りでは正しいのです。

それでは図2の②のケースではどうでしょうか？実効性が確認・検証されていない避難計画は、実際の役に立たないことは明らかです。十分にチェックされていない設計図をもとにしてもの作りができないのと同じことです。十分に検証された避難計画でも実際には完全ではありえないのに、いいかげんに作った避難計画が役に立つはずがありません。完全とはほど遠いはず。

「避難計画に実効性がない」という主張に対して「いや、避難計画に完全はないんだ」と反論することは、一見反論のように見えて、実は図2の①でのみ当てはまる「真実」を「避難計画」全体に拡大した詭弁ということがわかりだと思えます。

「避難計画の現実性・科学性・実証性の検証がすべてに優先する先決問題」なのです。この先決問題が解決されない限りは、現在の原子力規制法体系下では、原発の再稼働はできません。

この「法の定め」をくぐり抜けようとする詭弁が、「避難計画に完全はない」なのです。しかしこのトリックは、川内原発の次の、また次の次の原発でも性懲りもなく使われるでしょう。

原子力災害（放射能災害）の特殊性を無視する伊藤県知事

表2は原子力災害対策特別措置法の冒頭部分、(目的)第一条からの抜粋です。

「この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、…原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と謳っています。

原子力災害を放射能災害とは口が裂けてもいわない、現行原子力規制法体系ですが、原子力災害を放射能災害と言い換えてみると、この文言の意味はよりわかりやすくなります。通常の自然災害と違って放射能災害は、助けにいけない、それも場合によれば永遠に助けにいけないことをもって特徴とし、そこに「特殊性」があります。

2014年5月21日、大飯原発の運転(稼働)は250 km圏に居住する住民の人格権を侵害するとして、関西電力大飯原発の運転差止めを命じた判決は、「**実際に放射性物質が一部でも漏れれば、その場所には近寄ることさえできなくなる**」と簡潔にこの「特殊性」の本質を描写しています。(チラシ末資料「大飯原発運転差止福井地裁判決要旨」抜粋参照)

「放出された放射能には近づくことすらできない」-この単純な放射能災害の特殊性について、わかっているようでわかっていない、あるいは意図的に無視、過小評価する動きがあり、これがベント時避難と避難計画の実効性軽視のムード作り、原発再稼働推進の後押し役を演じています。代表的には「避難訓練を重ねながら実効性を高めていく」といった言い方でしょう。

前出福井地裁判決は、原発の運転に関しての記述ではありますが、次のように述べています。

「とるべきとされる手段のいくつかはその性質上、緊急時にやむを得ずとる手段であって普段からの訓練や試運転にはなじまない。…実際に原子炉を冷却できるかどうかをテストするというようなことは危険すぎてできようはずがない」(同抜粋)

同じ言い方をすれば、「実際にベントして避難訓練などということ危険すぎてできようはずがない」

これに対して、伊藤鹿児島県知事は記者会見でなんとやっているか？引用します。

「その次はその(避難計画の)実効性であります。実効性について、その一見、交通の問題とか、それから収容施設の問題等指摘される方がいるんですが、私はそこはですね、我が国は色んな災害等々多発する地域であり、結構その先行事例持ってます」

それではその先行事例はというと、

「この前のあの広島(2014年広島土砂災害)、大水害の時に、直ちに自衛隊が動き、警察が動き、全国から支援が届き、国全体のパワーが動きました。そしてすぐ、的確な避難に導いたのではないかと思います、これからたぶん、その原発等々の事故が起るとですね、そういうことであって、あんまりその、手段でありますとか、マイナーな話は、私はあんまり心配する必要がないと思います」

ここで伊藤知事は、放射能災害の“特殊性”を意図的に無視し、一般自然災害と同一視して、すぐに自衛隊や警察や全国から救助・救援が届くかのように描き出しています。あえてフクシマ惨事でなにが起こったかにふれようとしません。実際になにが起こったか？27頁「フクシマ事故発生から避難まで一初期の動き」の表を参照してみると、たとえば、3月12日5時

表2 原子力災害対策特別措置法 (目的)第一条 抜粋

(目的)

第一条 この法律は、**原子力災害の特殊性にかんがみ**、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「規制法」という)、災害対策基本法、その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって**原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。**

図3 「双葉厚生病院」事件を国会事故報告が出た後報じる読売新聞 2012年7月24日3面

44分、避難完了の知らせが官邸に入ったが、実は双葉厚生病院約200名、特別老人ホーム105名の患者・職員が避難できていなかったことがわかりました。救助に向かおうとした特別老人ホームの施設長は、避難命令のため救助・救援に赴くことを阻止された、ことが今ではわかっています。(27頁参照)

これが「放射能災害」の実情の一端です。

私たちはこの手のウソにはダマされませんが、事情に疎い鹿児島県民あるいは愛媛県民の中にはこういうことを平然という首長や地元有力者にころりとダマされる人がいないとも限りません。この手のウソは、現在でも有効なものです。恐らく川内原発の次の、また次の次の原発でも使われる手でしょう。

余談とはなりますが、いかに原発推進のマスコミの記者が圧倒的に多かった記者会見とはいえ、

「知事、それはちがうでしょ。」

放射能災害は特殊です。自衛隊や警察や消防などがすぐ救助に向かうことなどできませんよ。その部分は鹿児島県民の名誉にかけて訂正してください。そうしないと鹿児島県民は福島原発事故からなにも学んでいないということになりますよ」

と、とがめる記者が一人もいなかったことです。みんな黙ってこの知事のウソを聞き流したのです。もちろんこの発言に関して批判記事を書いた記者は一人もいませんでした。彼らもまた共犯者と断じて決めて言い過ぎにならないでしょう。

「5μSv」は普通に生活してても良いレベルか？

また伊藤鹿児島県知事は、この記者会見でこちらが顔を赧らめるようなウソを平然とつきます。注意していただきたいことは、このウソをウソと見抜ける一般市民はあまり多くはないということです。つまり、このウソは川内原発の次の、また次の次の原発でも、地元対策として有効と言うことになります。

伊藤知事を引用します。

「もう一つは、実は、ちょっと専門的な話になって恐縮ですが、ま、要するに今回の（規制委による）制度設計というのは 100 万年に 1 回の事故を想定するわけですね。そしてその時は 100 テラベクレル（セシウム 137 の放射能放出量）。それが同じ条件で同じような事故が川内に起こった時にどうなるのかっていうのは、実は 5.6 テラベクレル。（同じくセシウム 137 の放射能放出量。ただしこれは破局的状態を回避するためのベント時放出量）そうすると炉心から 5.5 キロのところは毎時 5 μシーベルトなんですよ。（規制庁による試算。ただし全て空間線量による 1 時間あたりの外部被曝影響度。内部被曝影響は無視している）5 μシーベルトというのは、20（μSv/h）でもって初めて避難ですから。動く必要がない。家の中にいてもいいし、普通に生活していても良いという。そのレベルの、実は、放射能しか、人に被害が起こらない。5 μシーベルトというのは一週間ずっと浴び続けて胃の透視の 3 分の 1 ぐらいの放射能ですね」

安全目標を規制基準にすり替えるウソ

どこが専門的な話なのかよくわかりませんが、規制委員会は「原発は苛酷事故を起こすものとして、その苛酷事故が発生する確率」から規制基準を策定しています。といって「1 炉あたり 100 万年に 1 回」の確率で規制基準の体系ができていないわけではありません。「100 万年に 1 回」はあくまで安全目標です。まして伊藤知事が言うように「制度設計というのは 100 万年に 1 回の事故を想定するわけですね」というわけではありません。この事情は、規制委が現行規制基準を作る過程で田中規制委員長が次のように説明しています。

「前から言っているように安全目標は、いわゆる規制基準ではありませんので、委員会としてこういうことで今後、仕事の 1 つの考え方の柱に置いていきたいと思います」という合意が得られれば、私はそれでいいのだと思っています」（2013 年 4 月 3 日規制委員会後の委員長定例記者会見速記録）

つまりのっけから伊藤知事は小さなウソをついています。（“小さな” というのは後から出てくる大ウソに比べれば、という意味です。相対的な話です。もちろん“100 万年に 1 回が制度設計” 自体は大ウソです）

福島原発敷地内で「普通に生活して良い」か？

規制庁による試算（これは九州電力による試算でもあります）では、ベント時 5.6 テラ（兆）ベクレルのセシウム 137 が放出される、この時炉心から 5.5 km 地点の空間線量率は 5 μSv/h だ、これは動く必要（避難する必要）のないレベルの線量率だ、普通に生活していても良いレベルだ、といっています。

まずここで使われている概念を整理しておきましょう。空間線量率という概念があります。1 時間あたり γ 線でのどのくらいの放射線吸収線量となるかという概念です。「1 μGy/h」と表示されれば、「1 時間あたり 1 マイクログレイ」の吸収線量ですよ、ということになります。それでは「1 μGy/h」はどのくらいの放射能影響を人体に与えるか、ということになると今度は影響度の単位に変換しなければなりません。（これが実際に意味のある換算なのかどうかは私は大いに疑問なのですが、通常行われている換算に従えば）「1 μGy/h」=「1 μSv/h」となります。これは全て外部被曝線量です。内部被曝の影響は全く無視しています。（セシウム 137 は 90% 以上 β 崩壊しますので、実は外部被曝影響よりも内部被曝影響の方がはるかに大きいのですが、それはともかく）

従って、問題は 5 μSv/h は普通に生活していても良いレベルの外部被曝影響なのか、ということになります。

9 頁表 3 は、空間線量率（正確には影響率）を年間被曝実効線量（ICRP 実効線量）に換算した表です。

「5 μSv/h」は年間被曝線量に直すと 32.12 mSv となります。日本の法令では、年間被曝線量の上限を 1 mSv と決めています。法令上一般公衆の年間被曝線量の上限は 1 mSv なのです。32.12 mSv は日本の法令限度の 32.12 倍です。普通に生活していても良いレベルではまったくありません。

9 頁図 4 は、2014 年 10 月時点の福島第一原発敷地内の空間線量率の一覧表です。福島第一原発敷地内は高濃度汚染水が溜まり、敷地内空間線量率が徐々に高くなっていったところです。でもまだピークには達していなかったころです。もちろん一般の人の立ち入りは禁止されています。正門付近の空間線量率は 2 μSv/h で、年間被曝線量は 10 mSv をはるかに超えますから一般市民がここで普通の生活をするなどとは、とんでもない話です。

伊藤知事のいう 5 μSv/h に一番近い場所を探すと北の敷地境界線あたりの 6～7 μSv/h でしょうか？ここは高濃度汚染廃棄物が保管されており、原子炉から遠いにもかかわらず、高汚染地域となっているところです。

伊藤知事は、言ってしまうと、福島第一原発敷地内で防護服もつけず、普通に生活して、飲み食い、就寝しても構わない、と言っていることになります。これほど破廉恥なウソもないでしょう。

あまりに苛酷な原子力災害対策指針の避難基準

それでは「20 でもってのはじめて避難ですから」というのはいったい何のことでしょうか？

現在の原子力災害対策指針が規定する「避難基準」のことをいっているのです。1 時間あたりの放射能汚染が「20 μSv/h」となって 1 週間連続すれば、避難しなさいという原子力災害対策指針の基準のことです。「20 μSv/h」という空間線量率は、年間被曝線量に換算すると 9 頁表 3 にあるように 128.48 mSv というとんでもない数字になります。

[＜次頁に続く＞](#)

<前頁より続き>

図4でいえば、14年8月6日から7日の、4号機のすぐ海岸側の道路上での空間線量率です。もちろん防護服を着ていなければなりません。現在の原子力災害対策指針は、いってみれば、福島第一原発4号機のすぐ海岸側の道路上で、1週間普通に生活してからそれから避難しなさいとっており、伊藤知事はそれを受けて「20でもって始めて避難」といっているのです。

つまり現在の原子力災害対策指針の避難基準があまりに苛酷すぎるのです。全体を通してみると、現在の原子力災害対策指針は被曝が100mSvに達すれば、避難しなさいとっていますが、この避難基準を過去の原発苛酷事故と比較した表が表4です。チェルノブイリ事故前は、国際的に避難基準は「1mSv以上の被曝」でした。しかしチェルノブイリ事故では、とても「1mSv以上の被曝」の人々を避難させることは不可能でしたので、国際原子力機関（IAEA）のアドバイスを受け入れて「5mSv以上の被曝」としました。その際でも内部被曝2mSv以上、外部被曝3mSv以上の合計5mSv以上だったのです。

フクシマ事故では、すべて外部被曝で20mSv以上と跳ね上がりました。それが現行原子力災害対策指針では一挙に100mSv以上と跳ね上がるのです。この理由についても重要な話題なのですが、このチラシからは逸れることになりますので割愛します。ともかく一挙に避難基準を引き上げたために、現行原子力災害対策指針を当てはめれば、福島第一原発敷地の中でも、普通に暮らしていてもいい、飲み食いもOK、といった矛盾が起きるのです。そして伊藤知事はこの苛酷な原子力災害対策指針の基準をたてにあって鹿児島県民に「5μSv/h」は、普通に暮らしていてもいい、と説明しているのです。

表3 空間線量率と年間被曝実効線量

空間線量率	年間被曝実効線量
1μSv/h	6.42mSv
5μSv/h	32.12mSv
10μSv/h	64.24mSv
20μSv/h	128.48mSv
50μSv/h	321.20mSv

※空間線量率は1時間あたりのγ線による外部被曝による健康影響度
 ※年間実効線量は、この場合外部被曝による健康影響度。内部被曝は無視
 ※換算時、グラウンドシャインによる被曝影響は無視している

表4 世界の原発事故避難基準の被曝線量

チェルノブイリ事故以前	年間	1mSv
チェルノブイリ事故後	年間	5mSv
福島原発事故後	年間	20mSv
原子力災害対策指針	年間	100mSv

※空間線量率 20μSv/h は年間積算被曝線量に換算すると、およそ100mSvとなる

※年間被曝線量 1mSv が法令上の被曝上限

図4

2014年10月時点の東京電力福島第一原発敷地全体の空間線量率



【参照資料】東京電力 web サイトからサーベイマップ建屋周辺
<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/surveymap/index-j.html>

最も重要な「住民の理解」は果たされたのか？

伊藤知事は記者会見で次のように述べています。

「最も重要な住民の理解についてであります。今回、避難計画の説明会を計 25 回実施いたしますとともに、新規制基準の適合性の審査結果につきましては、原子力規制庁の職員から計 5 回、直接関係住民にご説明するなど、類似の説明会を開催したところであります」

また記者との質疑応答の中で、次のようにもいっています。

「そして 5 回にわたる説明会。これも一般的に公募してるんですが、ま、なかなか、その、人が集まらないとか、充分に会場が埋まらないという事情がございました。ただ、我々としては、今の諸手続きの中で、考えられる最高の説明会は、最大レベルのですね、持ったと思います。…相当な根回しをした上で、相当な準備をして臨んでますので。簡単に説明会ひとつとっても出来るわけではありません」

避難計画の説明会は 25 回も開催しているのに、肝心の規制基準適合性審査に関する説明会は 5 回しか開いていない、9 自治体あるのに 5 回とは数が合わないのではないか、という疑問の湧くところ。これは知事自身が「相当な根回しをした上で、相当な準備をして臨んでますので」と述べているように、再稼働に都合が悪くなるような“説明会”をさけた、反対の強い自治体では説明会を開けなかった、という事情があります。

しかし、**もっとも根本的な問題**があります。伊藤知事が「最も重要な住民の理解」というには、**説明会のタイミングがあまりにも早すぎる**という点です。

説明会は表 5 のように（すべて 2014 年）10 月 9 日から 10 月 20 日の間に開催されています。この時、川内 1 号は原子炉設置変更許可しか取得していませんでした。工事計画変更認可は計 6 回の補正申請を重ねた上で取得が翌年 3 月 18 日。工事計画変更は川内 1 号の安全性にダイレクトに係わってきます。川内原発 30 km 圏自治体は、工事計画変更にともなう新たなリスクとその対応策に関してなんの説明もうけないままです。また保安規定は、3 回の補正申請の上最終的に 15 年 8 月 5 日に認可されますが、**保安規定の審査とはとりもなおさず九州電力の「原発安全文化」の審査に他なりません。設備や装置は基準通りになったが、肝心の「安全文化」は本当に大丈夫なのか、実は「原発安全神話時代」そのままの安全文化ではないのか、ここは住民としてはもっとも詳しく説明を受けたいところ**です。また特に 8 月 5 日まで最終の保安規定認可が延びた理由は、規制委の川内 1 号の「高経年化技術評価」に時間がかかったためです。いかなる理由で老朽化した川内 1 号の運用を技術的立場で評価し、OK を出したのか、地元の人たちは説明を受けたいとは思わないでしょうか？

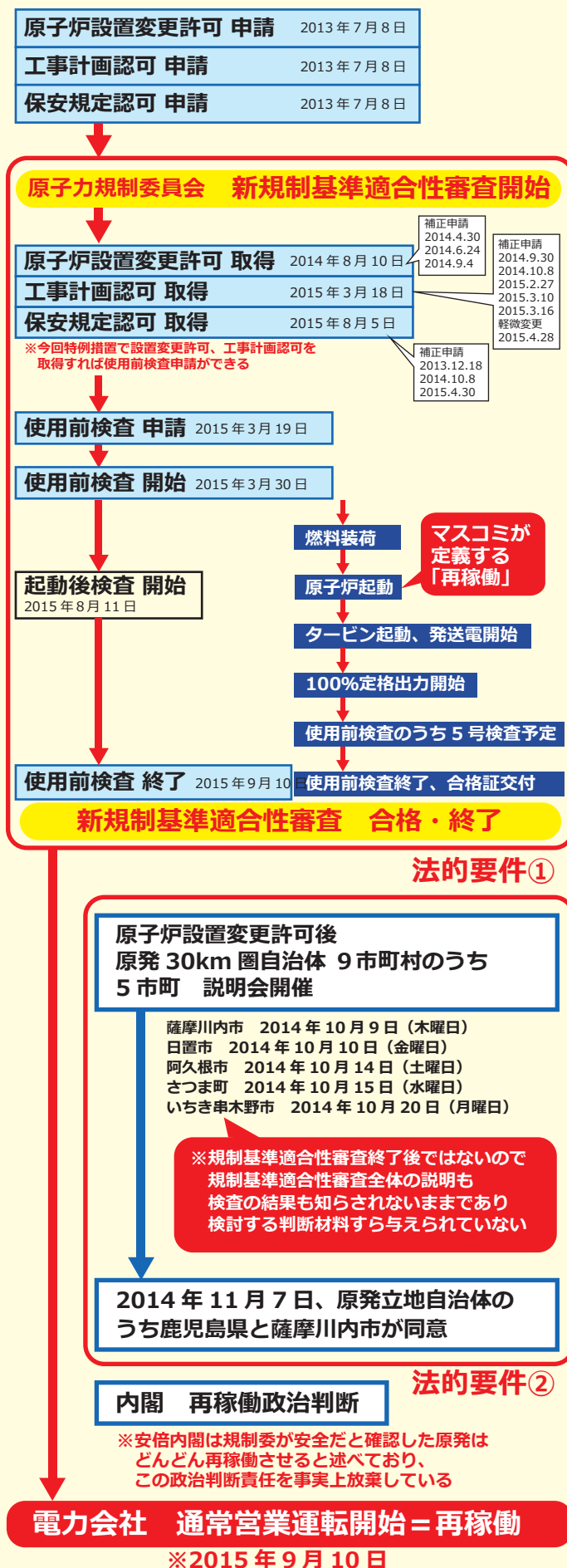
また 9 月 10 日にやっと合格証が出た「使用前検査」で、**規制委はなにをチェックし、いかなる理由で合格証を出したのか、なにが問題だったのかも知りたい**ところでしょう。

2014 年 10 月に開催されたわずか 5 回の「説明会」では、**実は大切なことは何の説明もできない**のです。これで川内原発 30 km 圏の自治体は本当に満足しているのでしょうか？本当に納得しているのでしょうか？

こうしたことを考え合わせると、2014 年 10 月の説明会は、もしこれで終了なのだとすれば、無効です。なんの説明もできないはずだからです。

しかし、「説明のできない説明会」の詐欺手法は有効だと見えて、早速次の原発、四国電力伊方原発現地では応用されています。

表 5 九電川内原発 1 号機にみる再稼働への法的手続きの流れ



すでに福井地裁判決で論破されている再稼働理由

伊藤鹿児島県知事は、川内原発再稼働同意の理由として次のように述べています。

「原子力発電所につきましてはその安全性の確保を大前提に、我が国にとって低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であるとの政府の考えが示されており」

また次のようにも述べています。

「また去る（2014年）11月3日の経済産業大臣との面会の際も、大臣からエネルギー政策の基本理念であります、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適応、もとより安全性を前提とするわけではありますが、その説明があったところであります」

要するに、原発はコストの低い発電手段であり、環境負荷の少ない（CO2を出さないから）産業界の発展、国民経済の健全な発展に不可欠な発電手段だ、ということでしょう。

しかし、2014年5月21日の福井地裁判決（20-21頁）はなんとやっているか？

「原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが…憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」

また次のようにものべます。

「被告（関西電力のこと）は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことである」

「電気の生産」という経済活動と人々の人格権が広範に奪われる危険とを天秤にかけることはできないのです。現行原子力規制法体系が「原発は絶対安全です」というのならともかく、「苛酷事故を起こす危険がある」と自ら認める現状ではなおさらです。

また「環境負荷が少ない」という点についてはつぎのように述べています。

「被告（関西電力）は、原子力発電所の稼働がCO2排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである」

平たくいって、これだけの放射能公害を引き起こしておいて「環境負荷が少ない」とは、よく言うよ、といったところでしょう。

伊藤鹿児島県知事は、同意声明の半年も前にことごとく福井地裁に論破されているのです。

表6は九州電力がこの8月31日に公表した、9月10日以降川内1号が再稼働した時の、中間期（15年4月から9月）の決算予想です。川内原発1号20日間の利益寄与が110億円もあるのはどうか（1日あたり5.5億円）大いに疑問ですが、仮にそれが正しいとしても、中間期は川内1号の寄与なしで前年度に比較して789億円の経常利益改善となります。もちろん料金値上げと火力発電の高コスト体質脱却（石油発電をやめ電源開発からの低コスト電気購入）と世界的なエネルギー価格下落のおかげです。原発がなくても十分利益がでるのです。

表7と表8は九州電力の直近3期の有価証券報告書から作表したものです。2014年度（2015年3月期—第91期）、九州電力は931億円の経常損失でした。この時九州電力は、1円の売り上げ寄与もしていない原発に、維持費（原発営業費）を1363億円も使っていたのです。もし原発がなければ、91期も黒字だった筈です。そればかりではありません。直近3期1kWhの発電もしていない原発に合計4009億円の金を使ってきました。そればかりではありません。今期決算は、中間期で大きな黒字を出したものの、通期ではやっと黒字という状態でしょう。川内1号2号に使った規制基準適合対策工事費を決算に計上しなければならないからです。（私の推測では約1600億円）もうけた金は原発につぎ込まれています。原発は金食い虫なのです。

表6 九州電力中間期決算 対前年度比較		
	経常損益	純損益
2014年9月期中間決算 (2014年4月～9月)	▲319億円	▲359億円
2015年9月期中間決算 (2015年4月～9月)	580億円	450億円
対前年改善額	899億円	809億円
改善額のうち、 川内1号機の寄与	110億円	
川内1号機が稼働しな かった場合の改善額	789億円	

【参照資料】広島2人デモ 2015年9月7日より引用
http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/index.cgi?no=444
第91期九電有価証券報告書
<http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0047/8532/qj4wg2ba.pdf>

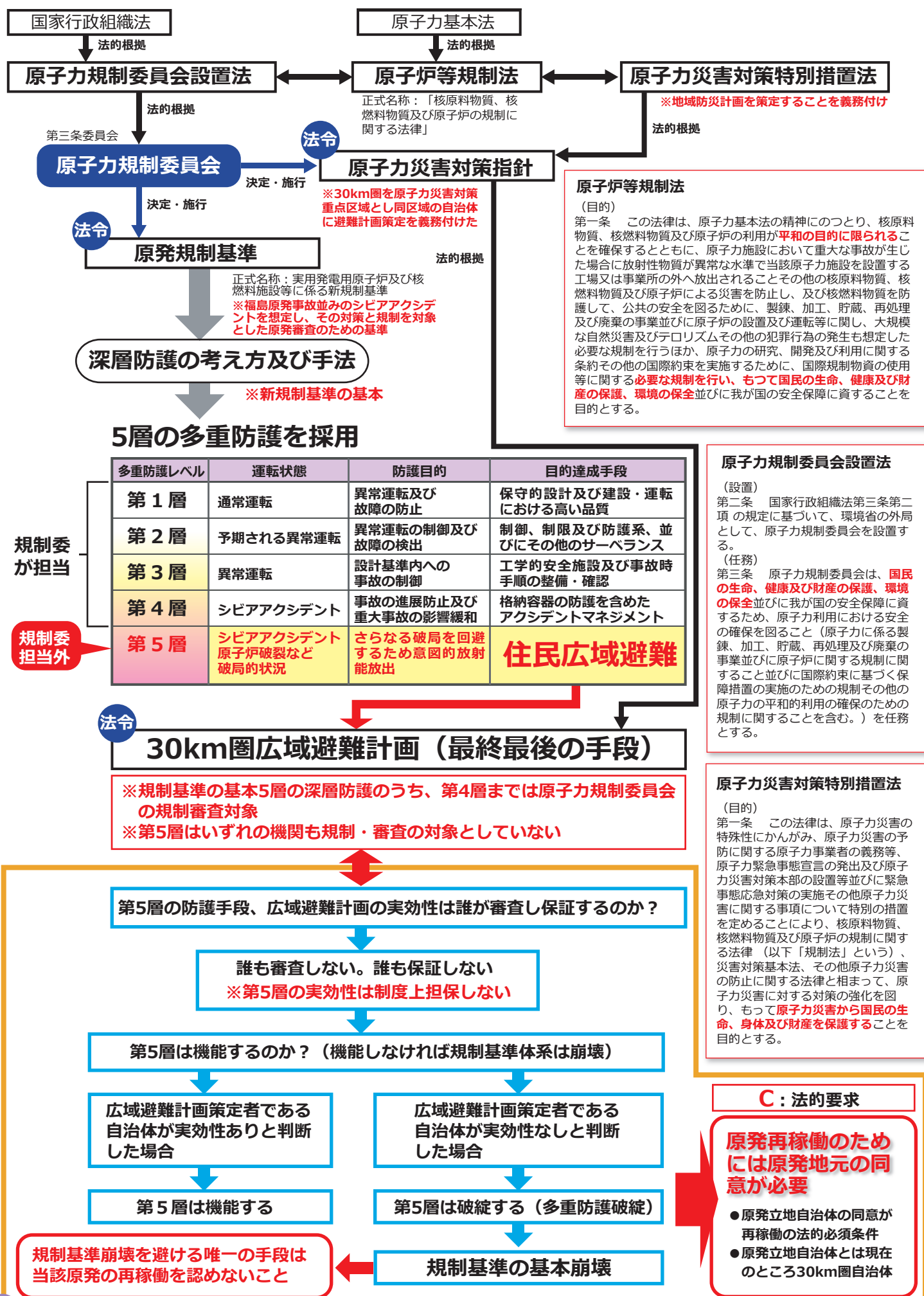
表7 九州電力経営指標 直近3期			
(単位：億円 四捨五入)			
	第91期 2015年3月期	第90期 2014年3月期	第89期 2013年3月期
売上高	17,613	16,830	14,489
経常損益	▲931	▲1,373	▲3,400
純損益	▲1,190	▲909	▲3,381
資本金	2,373	2,373	2,373
純資産額	3,223	3,414	4,293
総資産額	43,909	42,180	42,017
自己資本比率	7.3%	8.1%	10.2%

表8 九州電力 原発営業費と原発発電量			
(発電量の単位は百万kW/h) (営業費の単位は億円、四捨五入)			
	2014年度	2013年度	2012年度
原発発電量	0	0	0
原発営業費	1,363	1,320	1,326

※原発営業費には設備投資費、販管費を含まない。

【参照資料】九州電力第91期有価証券報告書
<http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0047/8532/qj4wg2ba.pdf>

再稼働地元同意の法的仕組み



原発30km圏自治体同意が「再稼働法的要件」の構図

(以下4頁は133回広島2人デモチラシ該当部分に若干加筆訂正して再掲するものです)

これまで一貫して「原発から30km圏自治体が再稼働に同意しなければ、現行原子力規制法体系下で再稼働の法的要件を満たさない」、「30km圏自治体同意が再稼働の法的要件」と繰り返し主張してきました。このチラシでもまた同じことを繰り返さなければなりません。この点がしっかり理解されなければ、9月10日九州電力川内原発1号機通常営業運転再開＝再稼働が、「違法な再稼働」という点が十分に理解されないからです。(28頁「使用前検査合格証」及び「施設定期点検修了証」参照)

劇的に変化した原子力規制法体系

前述のごとく、「3.11後」日本の原発を巡る状況は劇的に変化しました。原子力規制法体系自体も劇的な変化をみせました。原子炉等規制法は「国民の生命、健康の保護」を「安全保障に資する」ことよりも優先させざるをえなくなりました。また原子力災害対策特別措置法は「この法律の目的は、原子力災害の防止」だけでなく「原子力災害から国民の生命、身体」を保護することである、と明確にしました。原子力規制委員会設置法に至っては、その任務の第一に「国民の生命、健康」の保護を謳っています。

こうした原子力規制法体系の劇的変化の背景には、これも前述のごとく、原発に対する考え方の劇的変化があります。つまり「原発は苛酷事故起こさない存在」から「苛酷事故を起こす存在」に、チェルノブイリ事故以降の国際的標準の考え方に転換せざるをえなくなったことがあげられます。(これはこのチラシをお読みいただいている方々には釈迦に説法、とはなりますが)

つまり「苛酷事故を起こす原発にどう対処するか」が原子力規制行政の中心課題に座ることになりました。現在の原子力規制行政もこの課題を達成しつつ「国民の生命、健康の保護」という法の目的を達成せざるをえなくなったのです。このため、原子力規制委員会は「5層の多重防護(深層防護)」の考え方と手法を採用します。「5層の深層防護」の考え方自体はすでに国際的な原子力規制行政の標準的考え方となっており、なにも目新しいものでも、ましてや「世界で最も厳しい規制基準」などと胸を張って威張れるものでもありません。

(誤解しないで欲しいのですが、私はなにも「5層の深層防護」の考え方やその手法を肯定しているわけではありません。それどころか、「5層の深層防護」なるものはありとあらゆる意味で、日本国憲法が最大の価値をおく「人格権」に対する重大な侵害だと考えています。ただ、このチラシはその点がテーマではありません。現在の原子力規制行政の考え方と手法を説明しようとしている過ぎませんーチラシ末資料「福井地裁判決要旨」抜粋参照)

「第5層」の目玉は自治体避難計画の実効性

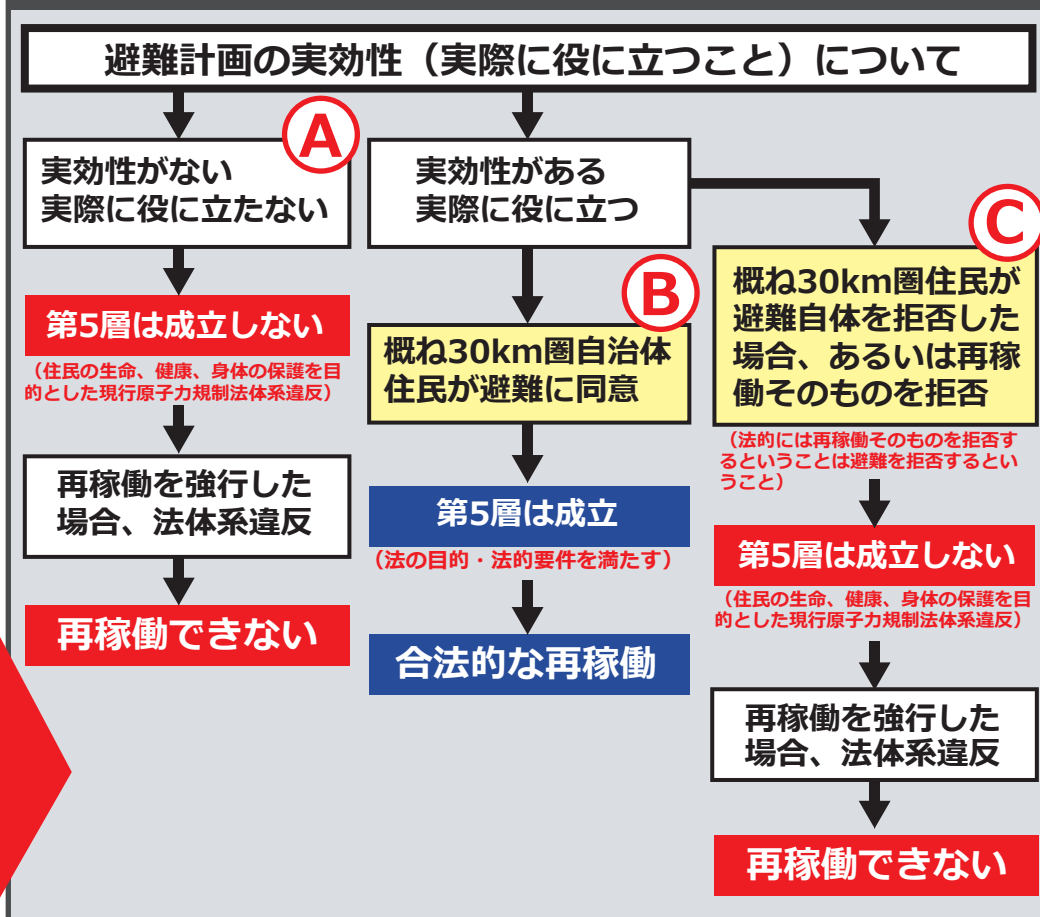
「5層の深層防護」の考え方と手法の最大の目玉は、12頁表9の「再稼働地元同意の仕組み」に見られるように第5層にあります。これは第1層から第4層が破れ、いざ原発が苛酷事故(シビアアクシデント)を起こしそうになった時を想定しています。苛酷事故

は破局的状況をもたらします。福島第一原発事故は数々の幸運に恵まれ、破局的状況に至りませんでした。もし破局的状況になっていれば、第一原発の敷地内に貯蔵してある核燃料がすべて環境中に放出され、250km圏住民は全て避難、250km圏には東京首都圏を含みますから、東日本は壊滅状態になっていました。実際に時の首相菅直人氏の手元にはこうした予測も当時の原子力委員会から寄せられていたことも私たちの記憶に新しいところです。

第5層の目的はこうした破局的状況だけは避けようという点にあります。「第5層」はこれを避けるには、「核燃料を保護する原子炉圧力容器」の爆発・破裂を避けることだと結論します。(私には単純すぎる結論だと思えますが、それはともかく...)

これを避けるには、原子炉圧力容器内の圧力を下げることであり、圧力を下げるには人為的に容器内部の放射能を環境に放出する以外にはない、と結論します。

表10 避難計画実効性と30km圏自治体同意が法的要件の詳細関係フロー



＜次頁に続く＞

<前頁より続き>

「ベント」を行って破局的状況を避けようということです。しかし、ベントも放射能放出ですから、周辺住民に対する影響は深刻です。この影響を放置しては、現行原子力規制法体系の目的、「国民の生命、健康の保護」は達成できません。つまり明白な法体系違反です。この法体系違反を回避するには、付近住民の避難が必須条件となります。

「原発 30km 圏自治体」が 決まったわけ

それでは、どの範囲の住民避難を法令上義務づけるべきか？ この目的のため、原子力規制委員会は放射性物質拡散シミュレーションを行い、その範囲を「概ね 30km 圏」としました。

(なぜ、概ね 30km 圏なのかというと、シミュレーションによれば、1 週間の外部被曝線量が 100mSv を超える範囲が「概ね 30 km 圏」だったからです。言い換えると 1 週間の外部被曝線量 100 mSv が避難基準です。チェルノブイリ事故の時の避難基準は 5 mSv でした。フクシマ事故の時は 20 mSv でした。現在の原子力規制法体系下では 100 mSv が避難基準です。なぜこのような苛酷な避難基準が合法化・正当化されるのかというと ICRP=国際放射線防護委員会の勧告にあります。ただこの話題はこのチラシのテーマではありません。このチラシのテーマは、あくまで現行原子力規制法体系の範囲での違法行為という点にあります)

こうして「原発から概ね 30km 圏自治体住民」に避難が法令上義務づけられることになりました。(12 頁表 9 参照)

規制委は「第 5 層を審査しない」

ここで原子力規制法体系上、きわめて奇妙なことが起こります。12 頁表 9 にもあるように、原子力規制委の新規制基準を根幹から支えるはずの「5 層の深層防護」のうち肝心の第 5 層の実効性審査は「規制委の担当外」なのです。第 1 層から第 4 層までは、規制基準を定めてその実効性を細かく審査し、最終的には規制委員会が「合格証」を交付しますが、肝心の第 5 層の実効性については規制委員会は審査しないのです。それでは規制委員会は第 5 層について全くタッチしないのかといえば、シビア・アクシデントの際避難しなさい、半径 5 km の住民は「安定ヨウ素剤」を服用しなさい、普段から避難計画をもちなさい、避難訓練も行いなさいなど実に大小細々と指示しこれを 30 km 圏自治体住民に法令で義務づけているのです。にもかかわらず、その実効性については、規制委に審査権限はないのです。それでは第 5 層の実効性については、国の行政機関のうち、誰が審査するのでしょうか？

実は誰も法令上審査権限をもっていないのです。

避難計画に実効性がなければ 明白な法令違反

「5 層の深層防護」が原子力規制委員会の現行規制基準を支える重要な根幹思想であり、第 1 層から第 4 層までと同様に、第 5 層も厳しくその実効性が問われなければなりません。それでなければ、「5 層の深層防護」は音を立てて崩れ落ち、それを根幹に置く規制委の「新規制基準」も「世界でもっとも厳しい規制基準」どころか「世界で最も劣悪な規制基準」ということとなります。

第 5 層の実効性は、現在の規制基準全体の実効性を担保する 関係になっているのです。

第一、「避難計画」に実効性がないとなれば、原子炉等規制法の第一条、原子力規制委員会設置法第三条、原子力災害対策特別措置法第一条など、現行原子力規制法体系全体を支配する考え方、「国民の生命、健康、身体を保護する」という法令の目的に違反します。(保護してくれなくていいから、原発やめてよ、というのが私の本音ですが、いまはそれは横に置いておきましょう)

つまり、**避難計画に実効性が担保されていなければ、明白な法令違反**となります。

こうして「第 5 層の中心課題であるベント時避難とその避難計画」の実効性と「再稼働の法的要件」の関係が大問題として急浮上することとなります。

しかし、前述のごとく**第 5 層は規制委の担当外**です。ですから田中俊一委員長が再三再四明言するように「**規制委は規制基準(第 4 層まで)に適合するかどうかを審査する機関であり、再稼働の判断には全く関係しない**」といわざるを得ないのです。もし第 5 層の防護手段の実効性についても原子力規制委員会の責任範囲であり、厳密な審査をするならば、田中氏は胸を張って「**規制委は再稼働の可否を技術的レベルで審査・判断する機関だ**」ということでしょう。世界的に見れば、原子力規制当局は、原発の稼働に関して判断権限をもつものですが、「原発の稼働・再稼働」の審査・判断権限のない、いとも珍妙な「原子力規制委員会」が日本に誕生することになりました。

衆院原子力調査特別委でのやりとり

「第 5 層の実効性」「避難計画の実効性」について、科学的・実証的に審査し合格証を交付する行政機関ないしは規制当局あるいは災害対策当局が日本には存在しない、この事情を 2014 年 11 月 6 日に行われた衆議院・原子力問題特別調査委員会のやりとりからみてみましょう。質問に立つのは元首相の菅直人衆議院議員です。(22-23 頁掲載同テキスト起こしを参照)

菅氏「(規制基準に合格すれば)電力会社は独自の判断で再稼働できると意味なのか、それとも…もう一つ、避難の問題とか(すなわち第 5 層の実効性)についてはもう一つの条件。…もう一つの条件として(一定の審査に)合格したのちでな

<次頁に続く>

写真 1 衆議院 原子力問題調査特別委員会(2014 年 11 月 6 日)で 30km 圏地元同意が再稼働の条件になっているかどうかを質す菅直人議員



【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画より (<https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>)

<前頁より続き>

ければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや（規制基準に）合格すれば事業者の判断で（再稼働を）やっていいという理解なのか、委員長の見解をうかがいます」

田中俊一原子力規制委員会委員長「我々が俗に言う適合性審査は、よく深層防護が5段階あると。で、5つめが住民の防災避難計画でございます。その4段階目までは私ども（規制委）がやります。それで5段階の、いわゆる住民避難計画がきちっとできた上でないと現実的には稼働という段階に入らないと認識しております。これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずであると。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます」

菅氏「もう一度重ねてお聞きします。（避難計画など防災対策を）

自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は4層まで、4段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分たち（規制委のこと）は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（法律上の）体系だと。5層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OKだとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか？」

田中氏「住民の防災避難計画についての法の定めていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思えます」（田中氏は矛先をかわそうと必死である）

菅氏「ですから聞いているんです。そこがキチンとなっている（原子力防災避難計画の実効性が確認されている）という何らかの決定とか手続きがなされない限りは、この炉規制法の方（規制基準適合のこと）はあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではないと。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですかね？」

田中委員長「その通りだと思います」（以上22-23頁参照）

つまり、原発再稼働の法的要件は、規制基準に適合する（第4層までを満足する）とともに第5層（その中心は防災避難計画）の実効性が担保されていなければ、再稼働に至らない、それが現行法体系の趣旨だということになります。

写真2 衆議院 原子力問題調査特別委員会（2014年11月6日）で答える田中規制委員長



【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014年11月6日 菅直人議員質疑動画より（<https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>）

避難計画実効性は誰も審査しない仕組み

ところが、第5層の実効性は誰も審査しない仕組みになっている、菅氏はこの点を鋭く突きます。

菅氏「それでは（第5層の）実効性は、原子力規制委員会が審査しないのだから、どの行政機関が審査・判断するのか？どなたでもいいですよ、教えてください」

答えるのは山際大志郎経産副大臣です。

山際副大臣「避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体が作るということでございます」（山際氏も誤魔化そうと必死である）

菅氏「全く答えになっていません。私は地方自治体を作ること否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？」

山際氏「法令上の、という話でございますので、その地方自治体が作った地域防災計画を、…法令上審査するということにはなっていません」（22-23頁参照）

これは驚くべき回答です。つまり第5層の実効性は担保されないまま、やろうと思えば、紙の上の実効性のない避難計画であっても、避難計画さえあれば、再稼働に突入できるという、とんでもないことになってしまいます。法令上、この違法事態を避けるには、結局、菅氏と田中氏のやりとりにあったように、避難計画を義務づけられている自治体自身が、「これでいい。この計画は実効性があるので再稼働していいよ」と認めなければなりません。

東電姉川常務の証言

「30km圏自治体同意は再稼働の法的要件」、このことを菅氏は原子力事業者にも確認しています。当日原子力事業者を代表して委員会に出席したのは東電の姉川尚史常務です。次にそのやりとりを見てみましょう。

菅氏「そうすると、たとえば30km圏のある自治体ですね、それは困ると、安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働はできないという理解ですね？（地域防災計画の中心である避難計画に実効性がないこと指している）」「30km圏自治体がこれでいいといわないと、（原発再稼働の）スイッチは押せない。そういう理解でいいんですかね？」

これに対して姉川氏は次のように答えます。

姉川氏「（30km圏自治体の）地域防災計画が定まっていない、すわなちご理解をいただいていないということであれば、我々事業者としては条件が十分でないと。再稼働の（法的）条件が十分でないと認識しております」（22-23頁参照）

東電姉川氏は、わかりやすくいうと、原子力事業者にとっても「30km圏自治体同意は再稼働の法的要件だ」といっていることになります。

<次頁に続く>

<前頁より続き>

原子力事業者は、その原子力事業者防災業務計画策定を義務づけられています。その業務計画では、自ら行ったベントからの住民の避難を、事業者として支援することが義務づけられています。

自治体が、みずから作成する防災計画（避難計画）に実効性がない、あるいは原発再稼働そのものに反対だといえ、原子力事業者は当然のことですが、事業者防災業務計画の策定ができなくなります。原発の通常営業転開始＝再稼働には、「原子力事業者防災業務計画」が完備していることが必須条件ですから、「自治体」が「再稼働はダメだ」「防災業務計画策定に協力しない」といえ、それを押し切って、原子力事業者は、原発を再稼働できなくなります。姉川氏の発言は、「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを、原子力事業者の立場から描写したものだいえましょう。

再び、「30km圏自治体同意が原発再稼働の法的要件」

それでは、次に「30km 圏自治体同意が原発再稼働の法的要件」という問題を、13 頁表 10「避難計画実効性と 30 km 圏自治体同意が法的要件の詳細フローチャート」を使って見ておきましょう。

これまで見たように、現行原子力規制法体系は「国民の生命、健康、身体」の保護を第一番目の目的に謳っています。この目的に反する原発再稼働はすべて違法です。

一方で**第5層の実効性は誰も審査しません**。最初からその実効性については誰も検証できないのです。やってみるまでわからない状態です。第5層の中心課題は、ベント時の避難及び避難計画の実効性です。ここが問題の出発点となります。

もし「避難計画に実効性がない・実際の役に立たない」となれば、「第5層は破綻」し、住民の生命・健康・身体を保護を謳う現行法体系に違反します。もしこれを承知で再稼働に踏み切れば、明らかな法体系違反ですから、再稼働できません。**（表 10 の「A」のケース）（避難計画に実効性があるかないかを誰が審査し判定するかの問題は、依然として存在します）**

次に「実効性がある・実際の役に立つ」とした場合、すぐに「第5層が成立」となるかというところはいきません。

話は変わるようですが、先日私は仲間と一緒に四国伊方原発の隣町、10km 圏の八幡浜市を訪問し、市民の方々といろんなおしゃべりをしました。その中である年配のご婦人が「伊方原発が事故を起こして放射能がやってきても私は避難しない。ここで死ぬつもり。この年になって、今更避難といったって、いたい私がどこで暮らせばいいというのよ」といっていました。このご婦人は結構現行原子力規制法体系の盲点をついています。

写真4 猫の顔のように狭い、四国電力伊方原発の敷地



写真撮影：網野沙羅（2015年8月18日）

写真3 衆議院 原子力問題調査特別委員会（2014年11月6日）で答える東電姉川常務



【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014年11月6日 菅直人議員質疑動画より (<https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>)

「避難計画に実効性がある・実際の役に立つ」としても、このご婦人のように、避難しない、避難を拒否する場合はどうなるのでしょうか？それでも**苛酷事故時、原子力事業者は破局的状況を回避するために、放射能放出（ベント）**ができるのでしょうか？**できません。それでは「5層は成立」しなくなるからです**。「住民の生命・健康・身体」の保護を謳う現行法体系に違反するからです。

苛酷事故時の避難そのものに同意が必要

つまり表 10 のチャートのように、「避難計画に実効性」がありかつ 30km 圏住民が、苛酷事故時のベントによる避難に同意した場合には、「第5層」が成立し、法の目的が満たされ、その原発の再稼働は合法的となるのです。**（表 10 の「B」のケース）**

逆に「避難計画の実効性」はあっても**（誰が審査し判断するかの問題は依然として残りますが）**、30km 圏住民が苛酷事故時のベントによる避難を拒否した場合**（ちょうど八幡浜市のご婦人のように）**、「第5層」は成立せず、法的に原発は再稼働できないこととなります。また「避難同意」以前に、30km 圏自治体のどこかが「再稼働そのものに反対」した場合も同じ結果となります。再稼働に反対するということは「避難そのものに反対」と同義だからです。**（表 10 の「C」のケース）**

こうして「30km 圏自治体同意」が、「3. 11 後」の現在の原子力規制法体系下での、「再稼働法的要件」となるわけです。

ここで、前出菅質疑での田中原子力規制委員長の発言を思いだしてください。

「これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずであると」

田中氏の証言は、単に原発再稼働を巡る情緒論や感情論に触れたものではなく、現行原子力規制法体系の法的定めについて述べたものだということがわかります。

「30km 圏同意は原発再稼働の法的要件」、それも決定的に重要な法的要件なのです。従って、2015年9月10日に強行された九州電力川内1号の再稼働（通常営業運転再開）は、30km 圏自治体同意を取り付けないままの「違法な再稼働」なのです。

九州電力川内 1 号機の再稼働は 9 月 10 日であって 8 月 11 日ではない

第 1 3 3 回広島 2 人デモチラシでも、九州電力川内原発 1 号が、8 月 11 日、使用前検査中の起動後検査で行った「原子炉起動」をもって再稼働と呼ぶことはできない、そんなことをすれば、これまで「再稼働」という言葉を使って積み上げてきた様々な議論がいったん無意味化する、使用前検査合格後の、規制基準適合性審査合格後の川内 1 号再稼働が法的要件を一つしか満たしておらず、「30 km 圏自治体同意取り付け」というもう一つの法的要件をみたさないままの、「違法な再稼働」であるという点を見えにくくする効果をもっている、と主張しました。そして第 1 3 1 回広島 2 人デモチラシでは、九州電力広報部の証言を引用しながら、突如「検査のための原子炉起動を“再稼働”と報道することにマスコミ各社が合意した」いわば、マスコミの言論統制(言論談合=世論操作)の結果である、ことを明らかにし、そのためにマスコミは、ほとぼりがさめるまで自由に「原発再稼働」という言葉を使えなくなるだろうとしました。このチラシでも、8 月 11 日「検査のための原子炉起動」を「再稼働と呼ぶことはできない、と主張せざるをえません。

表 1 1 は NHK のサイト「かぶん」(「NHK 科学文化部」という意味だそうです。私は蚊がぶんぶんとうるさい、という意味かと早合点していましたが網野に聞くとそうではないようです) のサイトに掲載された「使用前検査」に関する説明です。掲載の日付けは 2015 年 3 月 30 日で、現在も堂々と掲載されています。

「使用前検査は、原子力発電所に新たに設置された設備や、改造が行われた既存の設備(川内 1 号に例をとってみれば、規制基準適合のための変更工事がそれにあたります)を対象に行われます」ときわめて的確な説明をしています。

そして「検査の最終段階では、原子炉を起動し…問題がなければ検査の合格証が交付されます」

2 8 頁に掲載した合格証がそれです。あらかじめ合格証を作成しておき手書きで 9 月 10 日と記入され、それが川内原発現地で規制庁の担当官から交付されたものです。この手続きに時間的切れ目があると、川内 1 号は起動の法的根拠を失い一時的にでも原子炉を停止しなくてはなりません。

「かぶん」で問題なのは次の箇所です。「**検査は…確認するもので、これを受けないと再稼働することはできません**」と書いています。これを「受けないと」とは「合格しないと」という意味でしょう。それは当然です。使用前検査に合格しないと規制基準適合性審査全体に合格・終了とはならないからです。合格しなくても再稼働ができるということになると、「再稼働の法的要件は適合審査に合格することである」という言い方は成立しなくなります。

ところが、現実には NHK はそう報道しているのです。それが表 1 2 です。「**今月 11 日午前 10 時半、川内原発 1 号機は原子炉を起動する操作が行われて再稼働し**」と報道しています。

この起動は検査中の起動ですから、NHK は規制基準適合性審査に最終合格しなくても、原発は再稼働できる、と報道していることになります。(NHK に限りません。すべてのマスコミが判で押したように、「**原発ゼロ**」終わるの報道をしました。私は、マスコミ全体を動かすことのできる大きな力が、背後にあることを感じています)

表 11 わりと正確な「使用前検査」の説明
NHK「かぶん」ブログ 2015 年 3 月 30 日
「川内原発 1 号機 使用前検査始まる」より引用抜粋

使用前検査とは

使用前検査は、原子力発電所に新たに設置された設備や、改造が行われた既存の設備を対象に行われます。

今回、川内原発では、原発事故を受けて作られた新しい規制基準に適合するため、さまざまな設備や機器が新設されました。

原子炉や格納容器に注水する追加のポンプや水素爆発を防ぐため、発生した水素と酸素を結合させて水に変える装置、それに使用済み燃料プールに冷却水を補給するための配管など、重大な事故に備えた設備を中心に、検査の対象はおよそ 1200 に上ります。

検査はこれらの設備が設計どおりの性能を備えているかを確認するもので、これを受けないと再稼働することはできません。

設備の寸法や据え付け状態を確認するとともに、実際にポンプを回して設計どおりの圧力で水を送り出せるかなどをチェックします。

検査の最終段階では、原子炉を起動し、出力を上げた状態で新しいものを含めた設備全体の総合的な性能を確認し、問題がなければ検査の合格証が交付されます。

九州電力は検査を受けながら、6 月上旬に原子炉に核燃料を入れ、7 月初めに制御棒を引き抜いて原子炉を起動させたとうえで、1 週間程度で発電を開始し、8 月下旬から営業運転を始めるとした工程表を示しています。

※赤字は当方による強調

【参照資料】NHK「かぶん」ブログ 2015 年 3 月 30 日「川内原発 1 号機 使用前検査始まる」より
<http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/213068.html#more>

表 12 「使用前検査の原子炉起動」が「再稼働」にすり替わる
NHK「かぶん」ブログ 2015 年 8 月 14 日
「川内原発再稼働 " 原発ゼロ終わる "」より引用抜粋

「原発ゼロ」終わる

今月 11 日午前 10 時半、川内原発 1 号機は**原子炉を起動する操作が行われて再稼働し**、その日の夜には核分裂反応が連続する「臨界」と呼ばれる状態に達しました。

国内の原発が稼働するのは、福島第一原発の事故を踏まえて作られた新しい規制基準のもとでは初めてで、事故後、政治判断で一時的に稼働した福井県の大飯原発がおとし 9 月に停止して以来、1 年 11 か月ぶりです。14 日には発電と送電が始まり、その後徐々に原子炉の出力を上げて、9 月上旬に本格的な運転、いわゆる「営業運転」に入る計画です。

※赤字は当方による強調

【参照資料】NHK「かぶん」ブログ 2015 年 3 月 30 日「川内原発 1 号機 使用前検査始まる」より
<http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/225165.html#more>

9 月 10 日が再稼働であることは、当の九州電力も認めざるを得ません。というのは 8 月 31 日に公表した「**今夏(9 月)川内原発 1 号機再稼働後の需給見通しについて**」というプレスリリースを公表しているからです。(第 1 3 3 回広島 2 人デモチラシ 18 頁表 9 参照) もしこのプレスリリースで 9 月 10 日前の電力供給力を含めているなら、それは検査合格前の営業運転ということになり明白な炉規制法違反です。ですから「9 月 10 日以降」が川内 1 号再稼働後ということになります。

実際の川内原発 1 号の再稼働は、合格証を受けた 9 月 10 日なのです。ただし、「違法な再稼働」ですが…。そして原発推進勢力は、この違法な再稼働を、次の原発で、次の次の原発でも強行しようとするでしょう。

徐々に地方レベルで着実に浸透している反原発の論理

2015年9月11日は、現行原子力規制法体系下で、はじめて九州電力川内1号の「違法な再稼働が強行された」という意味で、記憶すべき日となりました。

マスコミは徐々に原発関連の“報道”を減らしつつありますし、現実に反原発のデモや集会はかつてのような盛り上がりを見せなくなりました。こうした事態を受けてマスコミは「反・脱原発運動は下火になりつつある」と原発推進勢力を喜ばせるような報道をしていますし、現実にデモや集会だけをみているとそのような印象を受けます。

しかし、実際にはそうではありません。

実際には、反・脱原発運動のかたちが変化しつつあるのです。派手なパフォーマンス型の反・脱原発運動から、調査・研究・政策提言型、シンクタンク型へと脱皮しつつあります。国際的にみれば、グリーンピースの反・脱原発運動の貢献は計り知れないものがあります。唐突と見えるドイツの原発ゼロ政策転換、イタリアの原発復活阻止、スイスの原発ゼロ政策推進などこうした「フクシマ惨事後」の西ヨーロッパの動きに、グリーンピースをはじめとする調査・研究・政策提言型の反・脱原発運動がどれほどの貢献をしたか計り知れません。

またサン・オノフレ原発を廃炉に追い込んだ南カリフォルニアの市民運動もまた調査・研究・政策提言をベースにおいた説得型でした。**(リーダーの一人・トーガン・ジョンソン氏)**

日本でもめざましい成果を実はあげています。2014年5月の大飯原発運転差し止めを命じた福井地裁判決や2015年4月の高浜原発運転差し止め処分を命じた同じく福井地裁判決がそうです。一見裁判闘争と見えますが、その背景には原子力資料情報室などの長年の調査・研究の成果、また「3.11後」日本で新たに生まれた新しい調査・研究型の反・脱市民運動の成果なしには「福井地裁判決」は生まれなかったからです。

こうした点を注意深くみていくならば、「3.11後」日本の反・脱原発運動は着実に成長し、地道にじわりと広がりつつあることがわかるでしょう。こうした調査・研究・政策提言型の反・脱原発市民運動は、現在では日本の地方議会レベルで浸透しはじめています。

「国富とは、豊かな国土とそこに根を下ろして生活する国民」

このチラシはその成果として3つの地方議会の反・脱原発意見書決議をみえることにします。というのは、地方議会議員が独自にこうした意見書を議会に提出することはなく、必ず地方地方の反・脱原発運動が、調査や研究に基づいた陳情書なり請願書を提出し、その内容に地方議員が説得され、議会決議となっているからです。つまりこれら決議は、その地方の市民運動の成果なのです。中には静岡県のようにこうした市民運動が県知事にまで影響を及ぼし始めているところもあります。また函館市のように、電源開発大間原発建設阻止の1点で市民が一致し、大間原発建設反対を公約に掲げる市長を当選させる自治体もあらわれています。

最初にみるのは神奈川県藤沢市議会の今年2月に議会で採択された意見書です。**(表13)**

表13 神奈川県藤沢市議会 平成27年2月定例会で決議された意見書

川内原子力発電所1・2号機の再稼働について住民の安全確保のための十分な対応を求める意見書

川内原子力発電所1・2号機については、再稼働に当たり必要とされる立地自治体の同意を平成26年10月に薩摩川内市、同年11月に鹿児島県からそれぞれ得ている状況であるが、その再稼働に際しては、次の理由により慎重を期することが求められる。

- (1) 政府は、エネルギー基本計画の中で、原子力発電所の再稼働は原子力規制委員会の安全性に対する判断を尊重して進めるとしているが、原子力規制委員会は、基準への適合性を審査しているのであって安全審査ではないとの見解を示していることから、安全に対する責任の所在が曖昧となっている。
- (2) 政府は、原子力災害対策指針において、原子力施設からおおむね30km圏を目安とした緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)内の自治体に対して、避難計画等の事前対策を義務づけているにもかかわらず、区域内の全ての自治体において住民説明会を実施しておらず、同区域内のいちき串木野市議会及び日置市議会は「30km圏の自治体にも再稼働の同意を得るべき」という趣旨の意見書を鹿児島県知事に提出し、地元自治体及び周辺住民の理解が得られているとはいえない。また、東京電力が、衆議院原子力問題調査特別委員会において、30km圏の自治体の理解がなければ再稼働の条件が十分でないと述べていることから、再稼働に当たっては最低限でも30km圏の自治体の同意が必要である。
- (3) NHKの世論調査において、全国で再稼働に反対すると回答した割合は57%であり、その中で、原発の安全性に不安があるとの理由を述べている人数は全体の42%と最も回答率が高かった。
- (4) 自治体の避難計画については、避難ルート、避難道路の確保、避難者の受け入れ先の確保、運送手段、自治体間調整など、さまざまな問題があり実効性が確保できていない現状にある。
- (5) 川内原子力発電所は、最近、火山活動が活発化している阿蘇山や桜島に続く火山帯に隣接しており、噴火による大きな影響を受ける可能性がある。さらに、専門家が火山噴火の予測はきわめて難しいと見解を示していることから、監視の強化により噴火の前兆の把握が可能という原子力規制委員会の評価は不明確といえる。

よって、政府におかれては、川内原子力発電所1・2号機の再稼働に当たり住民の安全を確保するため、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)内の全自治体において、公開の住民説明会を開き、住民の理解を得ること。
- 2 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)内の自治体が策定した避難計画について、実効性があるか十分な実地検証を繰り返し行うこと。
- 3 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)内の全自治体の議会及び首長から再稼働に係る同意を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

藤沢市議会

内閣総理大臣
経済産業大臣 あて

【参照資料】静岡県藤沢市議会
http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/voices/GikaiDoc/attach/Ik/Ik55_ikensyo1502-12.pdf

<次頁に続く>

<前頁より続き>

この意見書では、原子力規制委が決して安全審査をおこなっているのではないこと、再稼働にあたっては30km圏自治体の同意が必要であること、避難計画に実効性がないこと、始良カルデラなど巨大火山の噴火予知は不可能であり、この点を無視した規制委の規制基準に不備があることを理路整然と指摘した

表 14 東京都武蔵野市議会 平成 27 年 2 月 24 日 決議された意見書

川内原発を初めとする原発の再稼働を行わず廃炉とし、原発ゼロ政策への転換を求める意見書

東京電力福島第一原発の事故発生から約4年近くになりますが、いまだに事故収束に至らず、原因の究明もされていません。そのような状況のもと、原子力規制委員会は九州電力川内原発が新規規制基準に適合していることを確認し、その設置変更を許可しました。今後、工事計画などの審査が進められる予定です。

しかし、平成26年5月21日の大飯原発の運転差止め裁判での福井地裁判決では、生活に影響を受ける範囲を原発から250キロメートル圏内とし、その範囲の住民の人格権を保障することなく原発を運転することは許されないこと、大きな自然災害や戦争以外で生命を守り生活を維持する権利が極めて広範に奪われる可能性があるのは原発事故のほか想定できないこと、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であることなどが記されました。

この判決文の内容からも、原発事故から広範な住民への影響を回避することは政府の責任であり、川内原発を初めとする原発の再稼働に反対し廃炉を求めるとともに、原発をベース電源としたエネルギー政策を転換し、できる限り早期の原発ゼロを政策目標として、再生可能エネルギーの普及促進、電力事業の自由化、送配電の仕組みの見直しなどの政策化を図り、早急にその実行に取り組むことを求めます。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、下記事項について要望します。

記

- 1 東京電力福島第一原発事故の原因の究明もなされていない状況で、川内原発を初め現在停止中の原発の再稼働を行わず、廃炉とすること。
- 2 原発をベース電源としたエネルギー政策を転換し、できる限り早期の原発ゼロを政策目標として、その実行のため再生可能エネルギーの普及促進、電力事業の自由化、送配電の仕組みの見直しなどの政策化を図り、早急にその実行に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 2 月 日

武蔵野市議会議長 与座 武

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣
あて

【参照資料】東京都武蔵野市議会
http://www.city.musashino.lg.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/020/171/2701.pdf

上で、「川内1・2号機の再稼働について住民の安全確保のための十分な対応を求める意見書」を決議しています。

なぜ九州鹿児島島の出来事が、神奈川県藤沢市民と関係があるのか、と訝しく思われるかもしれませんが、この決議は藤沢市民と川内原発30km圏住民とは運命共同体だと考えてこの決議がなされたことは明らかでしょう。川内の出来事は決して他人事ではないのです。

表14は東京都武蔵野市の「原発廃炉決議」です。この決議は14年5月の福井地裁判決の内容を研究し、その論拠によって立った上で原発廃炉の論理を打ち立てています。特に「**国富とは、豊かな国土とそこに根を下ろして生活する国民**」のことであるとの福井地裁判決の珠玉の名文句を引用している点が注目されます。

最後が福島県郡山市議会の「川内原発再稼働反対決議」(表15)です。郡山市議会も、いや郡山市議会だからこそ、川内原発再稼働を他人事とは思えず、この決議に至ったことは明らかでしょう。

「政府は、原発事故が起きると世代を超えた途方もない被害をもたらすことを再認識するとともに、関西電力大飯原発3・4号機の再稼働の差し止め判決(14年5月の福井地裁判決)を受け止め、二度と東京電力福島第一原子力発電所事故のような悲劇を起こさないように対応すべきである」

と述べています。けだし、私もその通りだと思います。

「**豊かな国土とそこに根を下ろして生活する国民**」まで喪失してなんの「**国民経済の健全な発展**」か、何の国富か。

このチラシではご紹介できる地方議会決議は限られています。実際には実に夥しい数の議会がこうした決議を行っているのが現状です。反・脱原発市民運動は、地味にしかし着実に浸透し広がっています。

表 15 福島県郡山市議会 平成 27 年 2 月 24 日 決議された意見書

九州電力川内原子力発電所の再稼働に反対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故は、事故発生から3年以上が過ぎた今でも、汚染水処理の問題など事故収束の目途が立っておらず、郡山市民はもとより、福島県民は、低線量被ばくのもとで苦悩と不安を抱きながら暮らしている。また、未だに多くの福島県民が避難生活を強いられている。

このような状況の中、原子力規制委員会は、九州電力川内原子力発電所1・2号機が新規規制基準に適合しているとした。

東京電力福島第一原子力発電所事故によって、安全神話が崩れ去った教訓を生かし、予測不能の大規模噴火による甚大な被災や原発事故の危険などを認識し、安全審査には厳しさと慎重さが徹底される必要がある。

政府は、原発事故が起きると世代を超えた途方もない被害をもたらすことを認識するとともに、関西電力大飯原子力発電所3・4号機の再稼働の差し止め判決を受け止め、二度と東京電力福島第一原子力発電所事故のような悲劇を起こさないように対応するべきである。

よって、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

九州電力川内原子力発電所の再稼働を止めること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成 年 月 日

郡山市議会

【参照資料】福島県郡山市議会
http://www.city.koriyama.fukushima.jp/683000/gikai/documents/2521_gikaian27i030.pdf

大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決要旨

主文

- 1 被告は、別紙原告目録 1 記載の各原告（大飯原発から 250 キロメートル圏内に居住する 166 名）に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島 1 字吉見 1-1 において、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。
- 2 別紙原告目録 2 記載の各原告（大飯原発から 250 キロメートル圏外に居住する 23 名）の請求をいずれも棄却する。

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり（13 条、25 条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

2 福島原発事故について

福島原発事故においては、15 万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等 60 名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発から 250 キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。

年間何ミリシーベルト以上の放射線がどの程度の健康被害を及ぼすかについてはさまざまな見解があり、どの見解に立つかによってあるべき避難区域の広さも変わってくるようになるが、既に 20 年以上にわたりこの問題に直面し続けてきたウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたって避難区域を定めている。両共和国の政府とも住民の早期の帰還を図ろうと考え、住民においても帰還の強い願いを持つことにおいて我が国となら変わりはないはずである。それにもかかわらず、両共和国が上記の対応をとらざるを得ないという事実は、放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当性に重大な疑問を投げかけるものである。上記 250 キロメートルという数字は緊急時に想定され

た数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできないというべきである。

3 本件原発に求められるべき安全性

(1) 原子力発電所に求められるべき安全性

1、2 に摘示したところによれば、原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、**万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。**

原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法 2 条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。

新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、**技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。**原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、**かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。**

(2) 原子炉規制法に基づく審査との関係

(1) の理は、上記のように人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。したがって、改正原子炉規制法に基づく新規制基準が原子力発電所の安全性に関わる問題のうちいくつかを電力会社の自主的判断に委ねていたとしても、その事項についても裁判所の判断が及ぼされるべきであるし、新規制基準の対象となっている事項に関しても**新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の適否という観点からではなく、(1) の理に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきこととなる。**

<前ページより続き>

5 冷却機能の維持について

(1) 1260 ガルを超える地震について

原子力発電所は地震による緊急停止後の冷却機能について外部からの交流電流によって水を循環させるという基本的なシステムをとっている。**1260 ガルを超える地震によってこのシステムは崩壊し、非常用設備ないし予備的手段による補完もほぼ不可能となり、メルトダウンに結びつく。この規模の地震が起きた場合には打つべき有効手段がほとんどないことは被告において自認しているところである。**

したがって、大飯原発には 1260 ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。むしろ、①我が国において記録された既往最大の震度は岩手宮城内陸地震における 4022 ガルであり、1260 ガルという数値はこれをはるかに下回るものであること、②岩手宮城内陸地震は大飯でも発生する可能性があることとされる内陸地殻内地震であること、③この地震が起きた東北地方と大飯原発の位置する北陸地方ないし隣接する近畿地方とでは地震の発生頻度において有意的な違いは認められず、若狭地方の既知の活断層に限っても陸海を問わず多数存在すること、④この既往最大という概念自体が、有史以来世界最大というものではなく近時の我が国において最大というものにすぎないことからすると、1260 ガルを超える地震は大飯原発に到来する危険がある。

第 3 に、仮に、いかなる事象が起きているかを把握できたとしても、地震により外部電源が断たれると同時に多数箇所に損傷が生じるなど対処すべき事柄は極めて多いことが想定できるのに対し、全交流電源喪失から炉心損傷開始までの時間は 5 時間余であり、炉心損傷の開始からメルトダウンの開始に至るまでの時間も 2 時間もないなど残された時間は限られている。

第 4 にとるべきとされる手段のうちいくつかはその性質上、緊急時にやむを得ずとる手段であって普段からの訓練や試運転にはなじまない。運転停止中の原子炉の冷却は外部電源が担い、非常事態に備えて水冷式非常用ディーゼル発電機のほか空冷式非常用発電装置、電源車が備えられているとされるが、たとえば空冷式非常用発電装置だけで実際に原子炉を冷却できるかどうかをテストするというようなことは危険すぎてできようはずがない。

第 6 に実際に放射性物質が一部でも漏れればその場所には近寄ることさえできなくなる。

第 7 に、大飯原発に通ずる道路は限られており施設外部からの支援も期待できない。

(4) 小括

日本列島は太平洋プレート、オホーツクプレート、ユーラシアプレート及びフィリピンプレートの 4 つのプレートの境目に位置しており、**全世界の地震の 1 割が狭い我が国の国土で発生する。**

この地震大国日本において、**基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機**

能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。

(4) 小括

使用済み核燃料は本件原発の稼動によって日々生み出されていくものであるところ、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。

7 本件原発の現在の安全性

以上にみたように、国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかとこの疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。

9 被告のその余の主張について

他方、被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、**当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。**このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、**豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である**と当裁判所は考えている。

また、被告は、原子力発電所の稼動が CO2 排出削減に資するもので 環境面で優れている旨主張するが、**原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。**

10 結論

以上の次第であり、原告らのうち、大飯原発から 250 キロメートル圏内に居住する者（別紙原告目録 1 記載の各原告）は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を認容すべきである。

福井地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 樋口英明

裁判官 石田明彦

裁判官 三宅由子

【参照資料】「福井から原発を止める裁判の会」より判決要旨と主文
<http://adieunpp.com/download&lnk/140521judgesumm.pdf>

※赤字は当方による強調

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画（この検索語ですぐにヒットします）

「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

菅直人：現在、川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、**これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定**になると。

ですからまだこの中でいえば一番**最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められていると**、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いはないでしょうか？

原子力規制委員会委員長 田中俊一：**ご指摘の通り、間違いありません。**

菅直人：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言って頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

菅直人：今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいという風をお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。（**当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者＝電力会社代表であることを菅氏は確認している**）

現在、炉規制法等（原子炉等規制法：正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』）、原子力災害対策特別措置法（『**原子力災害対策特別措置法**』が正式名称）に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなくては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作るようになっております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか？

東電 姉川尚史：避難については我々の認識、法律の理解は地方自治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をするという観点でお答えをしてしまいました。

菅直人：もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少

なくとも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではないと。負っていない。そういう意味ですね。今、自治体が、と言われたのは、はっきり教えてください。

姉川尚史：ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては**自治体さんが法律上も責務を負う**という風になっているというのが私の理解でございます。

菅直人：事業者としては“（責任は）ない”ということですね。

姉川尚史：事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

菅直人：まさにそうなんです。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。**合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか**、それとも今の話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも 2 つですね。いわゆる新規制基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、**合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか**。委員長の見解をうかがいます。

（すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問うている）

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が 5 段階あると。で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。（**原子力規制委員会の『深層防護（5 層）』については、10 頁表 8 参照のこと。田中氏は 4 層までは規制委の規制範囲だが、5 層は範囲外である、と述べている**）

その 4 段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは**当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識**しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私もは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった**関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずである**と。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。（**避難計画など防災対策を**）自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（**法律上の**）体系だと。**5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だ**と。そういう理解ですか？

＜次ページに続く＞

【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 <https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

<前ページより続き>

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思えます。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですか？

田中俊一：その通りだと思います。

菅直人：ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体を持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか？経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣 山際大志郎：あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体を作るということでございます。

菅直人：全く答えになっていません。私は地方自治体を作ること否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？

山際大志郎：法令上の、という話でございますので、その地方自治体のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということ、**法令上審査をするということにはなっておりません**。

菅直人：まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。（菅氏は、深層防護 5 層のうち、4 層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の 5 層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている）

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、始良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、**自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例えば駄目だと言うとも、それでやれるんだと言う法律はない**ということですよ。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままでやることができるんですか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか？

姉川尚史：ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来ていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができていないかと私は理解しております。

菅直人：そうすると例えば 30km 圏のある自治体がですね、それは困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働は出来ないという理解ですね？今の話は。

姉川尚史：現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しております。その 3 者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

菅直人：その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体（**直接立地自治体と言う意味**）だけではありませんよ。今のは元々の根っこが間違っているんじゃないですか？

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防災業務計画は 30km 圏のものでございます。

菅直人：ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自治体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない**。そういう理解でいいんですか？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではない**と。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。（姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていない=30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ）

菅直人：**大変重要な回答を事業者からいただきました**。何故こういう事を言うかということ、一部にですね、規制委員長もよくおわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？という、いやそれはちょっと、国会では言えませんかと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、**少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということ**を言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思えます。以上で終わります。（菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになるからだ）

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画（全録）<<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>>
テキスト起こし<http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/genpatsu/restart/sendai/restart_sendai_ito_20141107.html>

伊藤祐一郎 鹿児島県知事

川内原発 1・2 号機の再稼働について後で述べます諸般の状況を総合的に勘案をいたしまして、川内原発 1・2 号機の再稼働については『やむを得ない』と判断をいたしまして、まず九州電力株式会社に対しては安全協定に基づく事前協議に了承する旨の文書を発出いたします。

また国に対しては（2014 年）9 月 12 日付けの経済産業大臣からの要請文書にお答えする形で原発再稼働を進める政府の方針を理解する旨を経済産業大臣にお伝えしたいと思います。

皆様方ご承知のように私はこれまで原子力発電所につきましては、まず安全性の確保が大前提でありまして、川内原子力発電所の再稼働につきましては、国が安全性を十分に保障いたしますと共に公開の場で住民の方々に十分な説明を行った上で、薩摩川内市議会、薩摩川内市長、及び県議会の意向などを総合的に勘案して判断すると申し上げて参りました。

このたびの県議会臨時会におきまして、丁寧な御審議の上、県議会の御意向が示されましたので、この一連の過程がほぼ整いました。本日、従いまして本日、今述べたような判断をいたしました。

以下、判断に至った経緯等についてご説明をいたします。

まず、第一に、政府の方針についてであります。当時の小淵優子経済産業大臣から私宛に平成 26 年 9 月 12 日付けの文書で、今般の川内原子力発電所の再稼働を進める政府の方針について理解を求める文章を頂き、その中でまず、エネルギー政策上の原子力発電所の必要性、2 番目といたしまして、川内原子力発電所の再稼働の前提となる安全性の確保が確認されたこと、3 番目といたしまして、万が一、事故が発生した場合には、国が責任を持って対処するということについて、政府の考えが明確に示されたところであります。

さらに（2014 年）11 月 3 日でありますが、宮沢洋一経済産業大臣が鹿児島に来られまして、私や池畑（憲一）議長など、県議会の関係者に面談をしていただきました。その席で 9 月 12 日付けの文章を確認していただくと共に、我が国のエネルギー情勢やエネルギー政策、それから川内原発の再稼働を進めるという政府の方針について説明をいただいたところであります。

第二に安全性の確保についてであります。川内原子力発電所につきましては、原子力規制委員会において 1 年以上の期間をかけて新規規制基準に基づく厳格な審査が行われ、去る 9 月 12 日に審査書が決定をし、新規規制基準に適合するとして原子炉設置の変更許可が出されたところであります。

また、田中委員長は国会で世界最高水準の安全性は担保されたと発言されており、私としては原子力規制委員会により安全性が確保されることが、確認されたと考えております。

第三に県議会の意向についてであります。先ほども申し上げましたように本日の県議会の臨時会におきまして、再稼働を求める陳情、川内原発 1・2 号機の再稼働を 1 日も早く求める陳情が採択されたところでありまして、川内原発再稼働についての県議会の御意向が示されたところであります。

第四に立地自治体の意向についてであります。立地自治体であります薩摩川内市の市議会におきまして、去る 10 月の 28 日に、再稼働を求める陳情が採択されますとともに、岩切市長から川内原子力発電所の再稼働を進めるとされた政府の方針につきまして、立地自治体として理解することと判断する旨の意向が示されたところであります。

第五に避難計画の整備についてであります。関係 9 自治体におきまして避難計画の作成は終了し、避難支援計画の作成も進みつつあります。医療機関、社会福祉施設につきましては、原発から 10km 圏内

の避難計画につきましては終了いたしております。10km 以遠につきましては原子力防災、避難施設等調整システムを、整備をいたしまして医療機関等の避難先の整備にも活用することとするなど地域防災の整備が進められているところであります。またこれらにつきましては、**国の原子力防災会議におきまして避難計画等について具体的かつ、合理的なものになっていることが確認・了承されたところであります。**

第六に最も重要な住民の理解についてであります。今回、避難計画の説明会を計 25 回実施いたしますとともに、新規規制基準の適合性の審査結果につきましては、原子力規制庁の職員から計 5 回、直接関係住民にご説明するなど、類似の説明会を開催したところであります。

また審査結果の説明会についての参加者等から、質問・要望等が多かったテーマであります。避難計画やエネルギー政策などの項目につきましては、補足的に説明する追加の説明会を実施をいたしました。これらの説明会は概ね静粛に行われておりまして、住民の理解の向上に寄与したと考えております。さらに 30km 圏内の全所帯に審査結果についての説明会資料やご質問への回答を配布したところであります。

まあ、今後ともあらゆる機会を捉えまして、さらに住民の理解が進むよう進めてまいりたいと考えております。

第七に、我が国のエネルギー政策に占める原発の必要性についてあります。国は平成 26 年 4 月 11 日にエネルギー基本計画を閣議決定いたしました。原子力発電所につきましてはその安全性の確保を大前提に、**我が国にとって低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であるとの政府の考えが示されております。**

<中略>

今回の判断にあたりまして、**国に対しては次のような配慮や対応をお願いしたいと考えております。**

まず第一に、今度の実際の再稼働までにはまだ色んな手続きがございますので、設置変更許可に基づき事業者において必要な作業が適切に実施されることを確認いたします。工事計画の認可でありますとか、使用前の検査など、法令上の手続きがありますことから、引き続きこれにつきましても原子力規制委員会において厳格に進めていただきたいと思います。

第二に、再稼働後における安全確保対策や規制基準の不断の見直し等を含めまして、安全対策について引き続き政府として責任を持った対応をお願いしたいと考えております。また再稼働後におきましても、川内発電所の監視体制を強化し安全確保を図っていただきたいと思います。

第三に、これも重要かと思いますが、人的ミスを含め、安全対策について電力事業者の監督指導の徹底をお願いしたいと思います。**また避難計画等を含みます地域防災体制の整備についてであります。ま、この地域防災体制について完全や不完全でありますとか、終わりというわけではないわけでありまして、県としても関係市町と連携をして充実に取り組みたいと考えており、国におきましても避難計画等のさらなる充実のための支援、確認の継続をお願いしたいと思います。**

第四に、今回原子力防災対策重点区域の見直しが行われました。UPZ の対象となる市町が拡大いたしましたことから、立地市およびそれらの関係市町に対する新たな地域振興策等について国の財政についての財政支援につきまして具体的な対応をお願いしたいと考えております。また、避難所等の改修や備蓄資機材の整備に要する経費につきましても関係自治体への財政支援をお願いしたいと思います。

第五にエネルギー基本計画に関するテーマであります。第五にエネルギー基本計画におきましては原発依存度について、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化等により可能な限り

<前ページより続き>

低減させるとした方針がありますので、その方針を踏まえ、その方向に向けて着実に努力していただきたい、と思います。また、再生可能エネルギーにつきましては最大限の導入を進めますため、地域特性も活かしつつさらなる普及拡大に取り組んでいただきたいと思います。

九州電力株式会社につきましては、次のような項目をお願いしたいと思います。

まず、第一に、発電所の運転にあたりましては、なによりも安全性の確保を最大の目標とし、関係法令等を遵守すると共に、徹底した事故防止、安全対策を実施すること。

第二に万が一事故やトラブルが発生した場合には、国や自治体等へ直ちに連絡をし、県民に対する正確な情報提供を行いますとともに、被害の拡大防止に万全を期すること。また事故等の原因究明、および災害防止対策を徹底すること。

<中略>

以上が私の今回の再稼働についての基本的な考え方であります。また皆様方からご質問等いただきたいと思います。

(11:12)

司会：はい、まず最初に県政記者クラブ幹事社の方から質問をお願いいたします。

(11:20)

MBC 南日本放送 ジョウコウジ：えー幹事社の MBC 南日本放送のジョウコウジです。川内原発の再稼働については「止むを得ない」ですとか、あるいは「政府の方針を理解する」と、こういった比較的ソフトな表現かなと思うんですが、ま、これは、今日の県議会の採決でも反対派の方がたくさん押し寄せたり、あるいは県民の意見が二分するような大きな問題であったということもあると思うんですが、そのあたりの影響っていうのはあるんでしょうか？

伊藤祐一郎：あの～、原子力発電所につきましては、色んな意見の方がいらっしゃる。賛成する方、反対する方、色んな方がいらっしゃいますので、一律的に賛成という立場はなかなか取りにくいかな、と思います。ただ、私としては、諸般の情勢、先ほども言いましたような諸情勢ではありますが、それを総合的に勘案いたしますと、ま、やはりあとしばらく、当分の間は原子力発電所の活用をせざるを得ない、と考えておりまして、ま、そういう意味でやむを得ないという言葉は今回は使わせていただきました。

MBC 南日本放送 ジョウコウジ：えーあと、もう 1 点。昨日の特別委員会でもあったんですけど、知事のこの同意による責任ということについては、どのようにお考えでしょうか？

伊藤祐一郎：ま、一連の過程の中で私も一定の役割を果たしております。そしてまた大変重い判断をすることになりましたので、私自身、身を引きしめて今後どういう形で、その私が充分に役割を果たせるのかを考えていきたいと思っています。ま、色んな事象が今後起ることも考えるわけでありますので、それに対しまして、私自身、厳格な気持ちで臨みたいと思います。

<中略>

(13:30)

朝日新聞 コイケ：朝日新聞のコイケと申します。まず一つお伺いしたいんですけども、この地元の同意手続きっていうのは法的な、法的に定められた中身っていうのはないんですけども、今回のこの知事の「やむを得ない」という、あと「理解する」というところをとって、「知事が再稼働に対して同意した」という風にみてもよろしいですかね？

伊藤祐一郎：同意というのは法的な要件になっていないというのを考えると、必ずしも同意という言葉で整理しなくてもいいと思います

が。先ほども申しましたように川内原子力発電所について九電に対しては事前協議に対して「了承」、そして国に対しては「理解する」という言葉を使いますので、ま、そういう意味で今回は「やむを得ない」という言葉を使ったということでもありますね。

朝日新聞 コイケ：「同意」という言葉を使わなかったというところに、何か理由はあるんですかね？

伊藤祐一郎：先ほども言いました通りです。色んな意見があるので、一律に簡単に同意とは言えないよね、と。しかし我々が置かれている状況を考えると、我が国の、少なくともこの当面の判断としては原子力発電所の活用する以外に道がないというか、その方が国民全体の色んなことを考えた時にそれがベターだよね、ということで、やむを得ないという言葉を使った。そういうことですな。

<中略>

(17:50)

毎日新聞ツシマ：毎日新聞のツシマです。あ、お疲れ様です。と、同意書…審査書がですね、確定してからですね 2 か月という期間を、非常に急いでいるんじゃないかという声が県議さんの中からも聞こえたんですが、知事のその見解とですね、この同意に至るまでのですね、プロセスが今後例えば他の、審査に合格してくる原発が出てくるだろうことが予想されるなかで、他の立地自治体、他府県にですね、どう影響を与えるかという知事のお考えをお聞かせください。

(18:36)

伊藤祐一郎：えーあの、同意のプロセスが拙速ではないかという批判は当然にあるかと思っています。が、私の頭の中では 3 期目の選挙をやった、2 年ちょっと前からのテーマでもあり、県議会等々でもずっとその質問を受けてまいりました。そしてまた審査書が出されてからも 1 年以上の年月が経過しておりまして、その間もずっと今回の審査書が出てきた後の事態をシミュレートしています。従ってその後、ま、住民説明会等々の対応を取ったわけでありまして。ただ、極めて内容が専門的なので、まずは避難計画から入ろうということで避難計画は 25 回開催させていただきました。そして 5 回にわたる説明会。これも一般的に公募してるんですが、ま、なかなか、その、人が集まらないとか、充分に会場が埋まらないという事情がございました。ただ、我々としては、今の諸手続きの中で、考えられる最高の説明会は、最大レベルのですね、持ったと思います。そして余所のところでこのような説明会が出来るかという、私は必ずしもそんなに簡単に行かないのかなと思ってます。相当な根回しをした上で、相当な準備をして臨んでますので。簡単に説明会ひとつとっても出来るわけではありません。そういうのを重ねながら、今回の結論に到達したということでもあります。 **いったん手続きが進みますと、私は拙速を厭わず、的確に、迅速に進めるというのが、私の行政の哲学でもありますので、その際は県議会に参る形でお願いをして、迅速な決議を取らせていただきました。実は色んな周りに色んな動きがありますので、やはりここはあまり時間を置いて判断すると、かえって色んな事態が招来する可能性もあるので、やむを得ないのではないのかなと思います。**従って先ほどの、他の原発への影響はどのようなことを考えているの、という質問なんですけど、一般的に先行事例になるのは確かなんですが、鹿児島と同じような形では私は出来ないと思ってまして、それぞれの地域ごとに、その地域において一番適切と思われる判断をなさるのがいいのかなと思うんですね。ただ非常に一般の説明会とか、そういうのは当然要請されるかと思いますが、それはそれぞれの地域地域で知恵を出して、一定の結論に到達していただきたいと思いますな。

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画 (全録) <<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>>
テキスト起こし <http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/genpatsu/restart/sendai/restart_sendai_ito_20141107.html>

<前ページより続き>

<中略>

(21:19)

西日本新聞 ユノマイ：2 点くらいお願いします。まず知事は選挙の時に、将来的には脱原発とおっしゃってました。今回やむを得ないとか、あるいは同意という言葉を使わなかった裏にはそういった思いもあるのかどうかというのがまず 1 点。それから、もう 1 点が、今回、住民の方々の中で避難計画がまだ不十分であるとか、あるいは要援護者の避難計画が不十分である、それから地元同意の範囲がはっきりしないとか、色んな矛盾点が出てきました。ここについて改めて知事の見解を伺いたいんですけども。

<中略>

伊藤祐一郎：それから色んな批判もいただきました。避難計画が不十分でありますとか、同意の範囲とか。ま、これも幅広く斟酌しなきゃいけない面もあるんですが、避難計画等については私は鹿児島の地域は、ある程度スムーズに進んでいると思っているんです。と言いますのは、今回の避難計画、避難計画に基づきまして、極限られた分野、要援護者の支援計画等ですね。これも来年の 2 月くらいまでには出来上がるのではないかと思いますので、フルバージョンで一応、避難計画は出来上がります。その次はその実効性であります。実効性について、その一見、交通の問題とか、それから収容施設の問題等指摘される方がいるんですが、私はそこはですね、我が国は色んな災害等々多発する地域であり、結構その先行事例持ってます。

この前のあの**広島、大水害の時に**、直ちに自衛隊が動き、警察が動き、全国から支援が届き、国全体のパワーが動きました。そしてすぐ、的確な避難に導いたのではないかと思います。これからたぶん、その原発等々の事故が起るとですね、そういうことであって、あんまりその、手段でありますとか、**マイナーな話は私はあんまり心配する必要がない**と思います。

何よりも、実は避難するのに、相当の時間、時間的な余裕があります。これは今回の審査、規制委員会等の審査を受けた、で、合格した原発が、どういう形でその後、炉心等々が変化するかという時間軸で追っていくと、実はけっこう時間があるので、ま、そういう意味でゆっくり動けばいい。

はたまた、もう一つは、実は、ちょっと専門的な話になって恐縮ですが、**ま、要するに今回の制度設計というのは 100 年に 1 回の事故を想定するわけですね。そしてその時は 100 テラベクレル。それが同じ条件で同じような事故が川内に起こった時にどうなるのかというの、実は 5.6 テラベクレル。そうすると炉心から 5.5 キロのところは毎時 5 μシーベルトなんですね。5 μシーベルトというのは、20 でもって初めて避難ですから。動く必要がない。家の中にいてもいいし、普通に生活していても良いという。そのレベルの、実は、放射能しか、人に被害が起こらない。5 μシーベルトというのは一週間ずっと浴び続けて胃の透視の 3 分の 1 ぐらいの放射能ですね。実はそこまで追い込んだ制度設計をしているので、時間もあるし、避難計画が実際にワークする、そういうケースもほとんどないだろうし、まずそれがたぶん、あと川内原子力発電所 10 年、そうすれば止まるかもしれませんが、において考えると、だいたいそれでカバーできるのかなと内心思ってます。**

それと同意の範囲。従って同意の範囲も、従来のスキームで良いと。ありとあらゆる、その、今まで、議論をしてきました。その立地の

市町村、立地の市、ないしは県は。相当な知的集約もあります。ですから、それを一律に拡大すると、きわめて原子力発電所について理解の薄いところ、知識の薄いところで一定の結論を出すというのは、必ずしも我が国の全体をまとめる上において、錯綜するだけで、賢明なことではないと私は思うんですね。

UPZ、11 人ですね、始良市。あそこは反対…反対決議っていうか、廃炉決議をしました。(笑いながら)そういう事が起るんですね。じゃ廃炉決議を 11 人の UPZ のところがしたからといって、廃炉するのかなっていう、**そここのところの全部の集約を考えると、鹿児島県においては従来からの蓄積もあり、ま、鹿児島県と薩摩川内市でいいだろう。**そしてそれは九電の社長さんが全部の首長さんを回したときに、だいたい首長さんレベルはそれで…それでご理解を頂いてると思うんですね。そこはだから皆さん方の個別の取材と、実際にその社長さん市長さんとの会話、私と市長さんとの会話等々は若干ずれてるテーマではないかと思えますね。

<中略>

伊藤祐一郎：**国民の命を守れ。いかにも原発を稼働すると、国民の命を守れないような、そういうプロパガンダが大に行われています。**ただ、私は規制委員会というあれだけ素晴らしい方々が集まった組織、やはりあの組織も自分の任務に極めて忠実で、相当時間をかけてですね、原発の再稼働についてその安全性を徹底的に追究したと思うんです。その数字の結論が先ほど言った数字です。**もし福島みたいなことが起っても、放出量は 5.6 テラベクレル。そして 5.5 km のところは 5 μシーベルト。もう、命の問題なんか発生しないんですね。**私はそちらの方を信じます。

読売新聞 マルヤマ：読売新聞のマルヤマです。電気事業者の九電についてなんですけど、これまで**安全審査合格**してから九電の県民に直接、説明が足りないんじゃないかっていう批判もあつたりしたんですけど、再稼働を取り組み、通じてきた知事にとって、九電、電気事業者のこれまでの姿勢ですね、この辺はどう評価されているのかっていうことと、今後別の自治体で同じような手続きが進む中で電気事業者が取り組むべき課題というか、そういうのがあれば、感じたところがあれば教えていただきたいんですけども。

伊藤祐一郎：九州電力さんが最終的にどういう形で動いておられるのか、必ずしも承知をいたしておりますが、ひとつ、記者会見等でお話をしていたのは、安全協定を 9 市、川内を除きますから 8 市ですか。8 市町で提起されておられますので、そこについては当然九電の方から説明があるんでしょうねっていうお話をさせていただきましたが、**社長さんがそれぞれの首長さん方に直接会ってお話をされました。**丁寧に、たぶん、九州電力のですね、色んな安全政策について説明があつたんだろうと思います。それで、聞くところによると九州電力はもう少し個別の、ちっちゃなグループ単位で説明会をするような話も聞いてますので、それは今後の過程の中で取り組まなければいけないテーマだろうと思うんですね。九州電力本社があり、かつまた九州支社があり、鹿児島支所があるって形になってますが、とにかく凄まじい審査書を出さずを得なかった、何万ページでしょうか、皆様方ごあんないのように凄まじい作業量があつたので、そちらの方は若干薄くなっても仕方ないと思ってますが、これからは人的な余裕が生ずると思いますので、その過程においては、やっぱり大変難しいテーマでもありますので、原子力発電については幅広く地域住民の方に説明していただきたいと思えますね。もうよろしいでしょうか？

<次ページに続く> ※赤字は当方による強調

資料4		福島第一原発事故発生から避難まで一初期の動き	
時刻	経過内容		
3月11日			
14:46頃	東北大地震発生	07:45	福島第二原発から半径 3km 圏内の住民に避難指示。
14:49	津波警報（大津波）を発表。この時、高いところで 3m 以上と予想	また、福島第一原発から半径 10km 圏内の住民は屋内退避。	
14:50	官邸対策室設置、緊急参集チーム招集。一連の総理指示	09:45	放医研から専門医チームが福島県オフサイトセンターに到着
15:14	緊急災害対策本部設置	09:50	福島第二原発から 3km 圏内の住民（8,218 人）が避難開始（10:16 現在 2 割程度避難完了）
15:42	（情報入手時刻）福島第一原発 全交流電源喪失。1. 2. 3 号機に関し、特定事象発生の通報（1. 2. 3 号機は自動停止、4. 5. 6 号機は定期点検停止中）	14:05	楢葉町 1,515 人、富岡町 6,534 人の対象住民、ほぼ避難完了
16:54	総理大臣記者会見	15:36頃	1号機水素爆発。
17:35	福島第二原発、冷却材漏洩、特定事象発生の通報（17:50 に通報）	直下型の大きな揺れが発生したと報告	
19:03	原子力災害対策本部の開催。 原子力緊急事態宣言発令	16:17	福島第一原発敷地内放射線量が空間線量率で 500 μ Sv/h を超えたことから原子力災害対策基本法の第 15 条事象が発生と判断
20:45	福島第一原発正門付近、ガンマ線空間線量率 61mGy/h 以上に達す	17:20	福島第一原発及び第二原発 20km 圏避難計画作成を官房長官が指示
20:50	福島県対策本部が福島第一原発の半径 2km の住民（1,864 人）に避難指示	17:39	内閣総理大臣、福島第二原発から半径 10km 圏内の住民の避難指示
21:23	内閣総理大臣、原発から半径 3km の住民に避難指示。3km から 10km の住民に自宅待機の指示	18:00	内閣総理大臣指示「福島第一原発について真水注入を諦め海水注入を指示」
21:37	対象住民の避難開始（双葉町 3,057 人・大熊町 2,805 人）	18:57	経産大臣指示「1 号機の水蒸気爆発（ 実際は水素爆発だった ）に鑑み、第一原発から 20km、第二原発から 10km の住民避難を指示」また第二原発から半径 20km 圏内住民の避難計画作成を指示
21:41	内閣総理大臣指示、「避難する際は 10km 以遠に避難するよう指示」	19:16	同時刻現在避難中の住民【富岡町 15,736 人、大熊町 11,321 人、双葉町 6,900 人、浪江町 20,661 人、川内町 2,893 人、楢葉町 7,326 人、南相馬市 70,954 人、田村市 41,212 人、合計 177,503 人】
22:00	原子力安全・保安院、福島第一原発 2 号機プラント状況の評価結果に到達 （実績）14:47 原子炉スクラム（RCIC 起動） （実績）20:30 RCIC 停止（原子炉への注水機能喪失） （実績）21:50 水位計復活（L2：燃料上部より約 3m の水位） （予測）23:50 炉心露出 （予測）23:50 燃料被覆管破損 （予測）24:50 燃料溶融 （予測）27:20 原子炉格納容器設計最高圧到達。 原子炉格納容器ベントにより放射性物質の放出 （保安院は格納容器爆発を防ぐため、ベントを想定した）	20:20	第一原発、消化系ラインを使用し、海水による原子炉への注水を開始
23:00	1 号機、タービン建屋内で放射線量が上昇	21:41	官房長官、格納容器は破損していないことを確認、と発言（ 実際は穴が空いていた ）
23:03	福島県内堀副知事が原子力センターに到着	3月13日	
3月12日		05:10	3 号機、非常用炉心冷却装置注水不能に陥る。また、原子炉隔離時冷却系による注水も起動せず
00:15	双葉町、2km 圏内避難完了。大熊町、3km 圏内避難完了（最終確認終了）	08:41	3 号機ベント開始
05:25	官邸で官房長官記者会見 モニタリングカーで放射性物質測定 MP6 付近正門空間線量率 0.07 μ Sv/h→0.59 μ Sv/h（4：00 から 4：30 の変化） MP8 付近正門空間線量率 0.07 μ Sv/h→1.4 μ Sv/h（4：00 から 5：02 の変化） 放射線濃度免震緊急時対策室入口空間線量率 14 μ Sv/h（通常値 0.6 μ Sv/h）に上昇（5:02）	12:18	2 号機ベント準備
05:44	内閣総理大臣指示「原発から半径 10km 以内の住民は圏外に避難せよ」 避難対象【富岡町 14,808 人、大熊町 11,363 人、双葉町 7,243 人、浪江町 17,793 人、合計 51,207 人】 （後で約 300 人が避難出来ていないことが分かった。報告によれば双葉厚生病院約 200 人、特別老人ホーム 105 人の患者・職員が道路陥没のため避難できなかった）	13:12	3 号機海水注入開始
06:24	放射性物質測定 空間線量率 正 門 0.07 μ Sv/h→1.59 μ Sv/h（4:00 から 4:45 の変化） 展望台 0.07 μ Sv/h→0.57 μ Sv/h（4：00 から 4:45 の変化）	18:30	第一原発 20km 圏、第二原発 10km 圏の避難ほぼ完了を確認（富岡町患者 50 人程度を自衛隊ヘリで搬送中。大熊町患者 180 人程度をバス搬送中。浪江町患者 400 人程度避難予定）
07:11	菅直人内閣総理大臣、福島第一原発を視察（到着） （この時マスコミは揃って、東電の宣伝に乗って総理大臣現地視察が現場作業に支障をきたしたと非難）	3月14日	
07:45	内閣総理大臣から、福島県知事、広野町長、楢葉町長、富岡町長、大熊町長に対し避難指示	07:00	10km 圏内未避難者約 260 人、10～20km 圏内自力避難困難者約 360 人
		11:01	3号機水素爆発
		11:15	東電 3 号機格納容器・圧力容器は健全と政府に報告
		13:25	2 号機、原子炉冷却機能喪失と判断
		14:12	経産大臣、屋内退避が命じられている住民に対し、20km 圏外への避難の再開を指示
		15:30	2 号機、注水不能と判明
		18:06	2 号機、ベント開始
		18:22	2 号機、炉心全露出と判断
		22:23	モニタリングポスト MP6 の空間線量率 3.2mSv/h に達す
		3月15日	
		06:14	4号機、サブプレッションチェンバー付近で水素爆発
		06:42	3 号機、再び盛んに白煙を上げる
			2号機、圧力抑制室付近で爆発
			官房長官、2 号機のサブプレッションプールに一部欠損がある模様と記者会見にて発表
		06:56	4 号機、建屋上部の変形を確認
		08:00	20km 圏内未避難者は 96 人であることを確認
		08:25	2 号機建屋 5 階付近から白煙発生を確認
		09:00	モニタリングポスト MP6 の空間線量率 11.9mSv/h に達す

【資料参照】原子力災害対策本部 報告書（2011 年 3 月 11 日～15 日）http://www.inaco.co.jp/isaac/kanren/11_genpatu.html

使用前検査合格証

原規規発第 1509076 号

九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明 殿

平成27年3月19日付け発本原第184号（平成27年5月25日付け発本原第48号、平成27年7月24日付け発本原第96号及び平成27年8月28日付け発本原第138号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の規定に基づき、合格とします。

平成27年 9月10日

原子力規制委員会

施設定期検査終了証

原規規発第 1509078 号

九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明 殿

平成23年4月8日付け原発本第1号（平成23年8月11日付け原発本第151号、平成24年4月3日付け原発本第5号、平成26年11月21日付け発本原第124号、平成27年5月29日付け発本原第52号、平成27年6月25日付け発本原第71号、平成27年7月24日付け発本原第88号、平成27年8月10日付け発本原第118号及び平成27年8月28日付け発本原第150号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15第1項の規定に基づく施設定期検査に係る発電用原子炉施設については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第53条の規定に基づき、平成27年 9月10日に施設定期検査を終了したと認めます。

平成27年 9月10日

原子力規制委員会

【参照資料】原子力規制委員会 2014年9月10日
九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機に係る使用前検査合格証を交付
<https://www.nsr.go.jp/data/000121269.pdf>

【参照資料】原子力規制委員会 2014年9月10日
九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機に係る施設定期検査終了証を交付
<https://www.nsr.go.jp/data/000121273.pdf>

現在日本は、福島第一原子力発電所事故による 「原子力緊急事態宣言」下にあります

(2011年3月11日19:03発令)

被曝なき世界へ



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

一人一人がいま、正確な情報を知り、知ろうとし、考えることが大切です
一人一人が正確な情報を知ろうとすることだけでも、それは解決の方向に向かう大きな力になります